

議 事 録
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会
第 1 0 回

- 1 . 日 時 : 平成 25 年 7 月 29 日 (月) 13:00 ~ 17:55
- 2 . 場 所 : 東京交通会館 カトレアサロン

3 . 議事次第

- 1) 国内措置のあり方に関する論点整理について
- 2) その他

4 . 配布資料

資料 1 国内措置のあり方に関する論点整理について

5 . 出席者

(委員)

磯崎座長、浅間委員、足立委員、小原委員、鈴木委員、炭田委員、寺田委員、西澤委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

(関係府省)

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省

(事務局)

環境省 : 星野自然環境局長、奥主大臣官房審議官、亀澤自然環境計画課長、江口総務課長、堀上生物多様性施策推進室長、奥田生物多様性地球戦略企画室長、中澤課長補佐、柴田企画官、中島課長補佐、泉課長補佐、辻田係長、笠原係長、浅原係長、小林事務補佐員

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング : 森口主任研究員、西田副主任研究員、菌専門研究員

ノルド社会環境研究所 : 市村研究員

6 . 議事録

開会

中澤補佐 予定の時間が参りましたので、ただいまより、第 10 回名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本検討会にご出席いただきましてありがとうございます。

初めに、お配りした資料の確認をさせていただきます。

議事次第が資料の中にあると思います。本日の資料は、資料 1 といたしまして、「国内措置のあり方に関する論点整理について」のみです。もう一部、小幡委員から、「国内 PIC 制度について」の資料が入っています。

論点整理表ですけれども、既に委員の方々のご承知のとおり、事前にお送りいたしまして、電子情報で修正をいただいています。それから、論点整理表の中には、どの回で、どの委員や外部有識者からのご発言であったかも入れております。

論点整理表は、各委員のご意見を論点に従って整理して、報告書案を作成する際のもとなるものとして作成しております。今後も議事録に記載された各委員のご意見を検討会ごとに事務局で追加いたしまして、各委員にもご確認いただき、検討会に配付することとしたいと思っております。

少し先の話になりますけれども、報告書案につきましても、各委員のご確認をいただきながら進めていきたいと思っています。

それから、机の上に 2 種類のファイルを置いております。一つは、第 1 回から第 6 回までの資料と議事録をまとめた印刷物、もう一つはファイルで、生物多様性条約と名古屋議定書の日本語・英語テキスト、それから第 7 回以降の資料と議事録、前回まで机上配付された資料をまとめています。今後、このファイルは追加をしていくことになると思います。この二つの資料は検討会の会場での使用を想定しております。重たいものですが、お持ちいただく場合は、事務局に一言お声がけいただいて、次回検討会の際にはお持ちいただくことでお願いしたいと思います。

本日、小幡委員、北村委員、二村委員はご欠席でございます。足立委員は遅れていらっしゃると思います。

本検討会は公開で行います。

それでは、座長の磯崎先生に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

磯崎座長 こんにちは。いま事務局から説明がありましたように、前回、前々回の何人かの方からの意見を受けて、資料の揃え方、それから整理の仕方、あるいは配付すべき資料について、少しずつ変えてきています。今日ですが、いままで配付されていた報告書案　いま最後のほうで説明もありましたけれども、報告書案という資料は、今回は配付をされていません。現在、どこで何をしているのかわかるように、前回も説明がありましたように、第 2 ラウンド、2 回目で、これまでの発言内容をもう一度整理をしている段階、それがはっきりわかるようにということで、このような形になっていると思います。

前回同様に、今日も 5 時間という長い時間ですが、途中で休憩を入れるようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はい、炭田さん。

炭田委員 既に E メールで我々委員にご連絡いただき、また、事務局からご説明していただいたのですが、念のために確認させてください。

8月19日(月曜日)に第11回、それから9月11日に第12回。9月11日というのは、朝の10時から午後6時までであるのですか。いまのところ、一応「終日」になっていますね。

笠原係長 はい。時間は、10時から18時までということでお知らせしていますが、長時間に及びますので、様子を見ながら、ということで、させていただきたいと思います。ある程度議論がまとまりましたら、そこで、すごく早い時間に解散ということは考えていません。

炭田委員 いまのところは、朝の10時から午後6時まで押さえておく。

笠原係長 はい。いつも延長ぎみになっていますので、そういうことはないようにと思っています。

炭田委員 はい。それから、第13回目以降から報告書に関する議論に移りたいというご予定ですね。

辻田係長 事務局としては、できれば12回から報告書案の議論に入れればと思っていますが、やはり論点整理表での議論の進行ぐあいを見ながらということになるかと思います。論点整理表での議論が終わった上で報告書の議論に入るという考えであります。

炭田委員 ご連絡では第11回、第12回は論点整理表で議論をするということだったですね。

堀上室長 全体的な進行の状況によりますので、一応こちらとしては、12回目も論点整理をすることもあり得ると思いつつ、やはりそのあたりから報告書の議論をさせていただきたいということで、今回、次回、それで大体整理がある程度ついて、あとは、12回目は、全体的な足りないところの補足のようないメージを持っていますが、いずれにしてもこれからの進行の状況次第です。

炭田委員 フレキシブルに進めるということですね。

質問件数が若干、多くなりますが、順番に行かせてください。

今回の資料1には我々委員が修正とか追記したのに対して議事録をベースに事務局で照合したものが記載されている。但し、資料1にはまだ反映されていない論点もあります。発言しなかったため議事録には書かれていないこともある。その反映できていない論点に際しては、この資料1に基づいて本会合等の議論の際や今後の会合で発言すれば、その次の回の論点整理表に掲載することができる、という理解でよろしいですね。

辻田係長 そのご理解で構わないのですが、この論点整理表の記載についてご確認をお願いした際のメールにも書きましたが、提供国に対する要望のような内容ですとか、COP・MOPで議論すべき内容については載せないこととしています。これら以外の、国内措置のあり方に関する内容については、ご発言いただいた内容をどんどん盛り込んでいく考えです。

炭田委員 わかりました。

次の質問です。この論点表には議事録にある内容のみを記載し、意見書等の内容については記載せず、報告書に意見書等そのものを掲載するという趣旨ですね。つまり、委員及び産業界の提出した資料をそのまま報告書の中に掲載することで反映させる、ということですね。

中澤補佐 基本は、委員の方々からいただいたものを掲載することで考えています。

炭田委員 意見書等が書面で提出された場合は書面そのものが掲載されるということですね。

中澤補佐 はい。

炭田委員 それから、委員が配付した参考資料があります。意見書ではないが、事実関係を理解しやすくする等のために委員が配付した参考資料ですが、このファイル(今回、事務局から委員用に配布された大部の文書ファイル)の中にまだ含まれていないものに関しては、委員がこれを報告書に入れてくださいと要請すれば、それを掲載することができるし、それを報告書の中で引用する(リファーする)という

こともできると理解してよろしいですね。

中澤補佐 いまのご指摘の資料とは。

炭田委員 特に第1回目から5、6回目のころまでの委員の配付資料は、ざっと見た範囲内では、入っていないものがあるように思います。

中澤補佐 基本的に、報告書は意見をまとめるということで考えていますので、例えば委員のご発言をもとにしてまとめていくということ。それから、いろいろな意見を添付資料等とするということ。ただし、参考資料的なものというのは、報告書というよりも、検討会の資料として、検討会ごとに資料を整理していくことで考えています。

炭田委員 例を申し上げますと、私から、名古屋議定書を理解しやすくするために提出したポンチ絵、例えば磯崎先生が本に出されているものから引用した図があります。ある主権国家の法令が他の主権国家に域外適用される場合は、(その範囲について)だんだんパイプが細くなっていき歯止めがかかっていくことが一目でわかるような図のことで。これは今後、いろいろな会合で議論される時、審議する方のレベルが上がっていく際には役に立つと思います。そういう参考資料を報告書に掲載していただきたいと我々委員が思うときは、掲載できるのですか。

堀上室長 報告書につきましてはこれからでありますけれども、まず、検討会の資料全てを報告書に載せていくわけではありません。そのうち、検討会のあり方報告書としてまとめていくときに、必要な資料を載せるか載せないか、あるいは、どれを載せるのかというのは、その次の議論のときに整理をします。ですから、そのときに、この部分にはこういう資料が必要ではないかということもあわせて議論をしていただければと考えています。

炭田委員 その際に、委員が提出した参考資料を特定した上で、それは役に立つから掲載してほしいとお願いをすることができるということですね。

堀上室長 議論をして、その上で考えるということになると思います。

炭田委員 次の質問です。論点整理表では黒丸()、白丸()の分類があり、その分類の意味と考え方は説明されています。それで、論点整理表最終版ができたなら、次に、報告書素案の議論という段階に移るわけですが、その際、論点整理表最終版の内容を報告書素案に反映させる段階で、黒丸()と白丸()がランクづけされある種の区別をされて、一方だけを採用し他方は採用しないと、そういう違った扱いをすることはあり得るのですか。

辻田係長 それはあり得ると思います。白丸のほうは、例えば背景情報のような形で書くこともあると思いますし、EU案についてのご意見等は、日本の国内措置についてのご意見とは違うと思いますので載せないということもあり得ると思います。

炭田委員 わかりました。この検討会が始まった初期の頃の会合では、例えば私の場合、海外はこうしていますねというふうに、情報共有という形式にとどめている場合があります。しかし、私の心は、ぜひ日本でも取り入れるべきだ、と思っている場合もあります。しかし、議事録上は情報共有の発言として白丸()になっている。白丸と黒丸が区別されるとなれば、黒丸のほうに報告書に掲載される優先順位が高いと想像します。したがって、今後、論点整理表で議論をするときに、私のほうから、情報共有の表現を意見表明の表現に修正して、「こうしていただきたい」と発言し直せば、論点整理表では白丸()が黒丸()に修正される、ということですね。そういう理解でよろしいですね。

辻田係長 はい。

炭田委員 はい、わかりました。

次の質問です。議事録には記録されているが、今日時点の資料1には反映されていない発言がありま

す。議事録をじっくり見てゆくと、そのような点が増えています。これらの点は今後、資料 1 に拾い上げることができると事務局からご返答を頂いていますが、その直近の締め切りはいつですか。

辻田係長 その件については、目安としては、早くても今日から 1 週間後に事務局からご連絡することになると思います。

炭田委員 1 週間以内ぐらいにお送りすればよい、という感じですね。

辻田係長 今回の検討会のご意見を反映した論点整理表の確認のお願いの期限は、次回検討会の 1 週間前 12 日あたりになるかと思います。

炭田委員 例えば今週以内に新たに追加する分をご連絡すれば、我々としては安心できますね。

辻田係長 そうですね。事務局の作業としても大変助かります。

炭田委員 わかりました。

次の質問です。今後、報告書素案の場合は、エクセルでなくてワードのファイルにしていきたいと思います。エクセルですと、例えば、私の IT 技術レベルでは大変、操作が難しく、誰かの助けを必要とするという経験をしましたので。

辻田係長 基本はワードでと考えておりますが、その時の状況に応じて検討をしたいと思います。

炭田委員 わかりました。IT 技術のレベルの低い者にも配慮していただけたらありがたいと思います。実務的な確認の質問は以上です。

別の質問をさせていただきます。論点整理表最終版を完成させるという段階から、報告書の素案の作成という段階に移るときに、具体的には、論点整理表最終版をどういう手順と考え方で報告書素案に移してゆくお考えですか。

中澤補佐 どういう考え方と申しますと。

炭田委員 論点整理表には各委員の意見のポイントが掲載されています。本検討会の着地点は報告書だから、報告書本体の中にそれら意見が反映されて、報告書としての内容と体裁が形成されると思いますが、それら意見の入れ込み方法は、どういう手順と考え方に基づいて行う予定ですか。

中澤補佐 たたき台としては、前回までにお示しした資料 2 の報告書素案のような形でまとめていくことを想定しています。ご議論いただいて、この論点整理表に整理したものを、その論点ごとに、ご意見を踏まえながら、方向性、そのあり方としてまとめるような形をつくっていくことが基本になると思っています。

炭田委員 これまでの報告書素案には我々委員が表明してきた意見が全然反映されていないから、委員の意見を反映し実態を踏まえた報告書素案とするべきである、という指摘が委員からいろいろとなされました。

そのために、これだけエネルギーを投入して論点整理表を詰めてゆこうとしている。だから、論点の文言を正確に反映するとか、あるいは、論点をさらに練って報告書素案の中に入れ込むことは当然、今後、行うべき第一歩です。

論点整理表をまとめた後で、仮に、事務局判断主導によるこれまでと実質的に変わらない方式で報告書素案をつくらうとするならば、何のために論点整理表はまとめているのかがわからなくなる。報告書は本検討会が作成して環境省に提出するものです。だから、委員の論点を報告書素案の中に正確に反映するために、どのような方式で進める予定なのかを確認したいのです。

堀上室長 長い時間をかけてこの論点整理表ができてきたということを踏まえて、大分その意見というのは、大きな幅のあるものもあれば、ある程度集約されているものもあるというふうに理解をしています。ですから、集約されているものにつきましては、委員の方のご意見を生かしながら、まずまとめ

ると。それから、幅のあるものについては、幅の振れを見ながら、幅のあるものを両論併記する場合もあり得ると。それにつきましては、論点整理表からなるべくその表現を同じように抜き出して、まずは事務局でまとめさせていただきます。それについて、先ほどのワードのやりとりをまたさせていただく、ということでご理解をいただきたいと思います。

炭田委員 わかりました。委員が直接インプットできる方式ということですね。

それからもう一点ですが、今の論点整理表は、事務局があらかじめ枠組みをつくって、その枠組みの中の特定の欄に委員の意見をはめ込んでいく形式をとっています。私が問題にしたいのは、その枠組みの中の構成はどうあるべきかという議論は、実はこの委員会ではしていないのです。現在の枠組みは、第1回会合において事務局から重点項目についての考え方が提出されて、それを審議はしないまま、その考え方に従って議論を進めてきたという経緯があります。これまでの会合でいろいろな議論がされ、いろいろな情報共有もされてきたから、ある時点で、それらを踏まえて意見を整理するために、枠組みの中の構成のあり方について議論するべきと考えます。そのようにして合意した枠組みの構成を踏まえて、報告書素案の議論をするべきだと思います。

私が申し上げたいのは、現在の論点整理表の枠組みとその構成をそのまま平行移動して報告書素案に移すのではなくて、その前に一度、全体の論理構成がどうあるべきかを議論して、そこで得られた共通理解に基づいて報告書素案の作成に移る、というステップが必要だということです。

堀上室長 もともと、その枠組みというよりは項目というか、要するに議定書に沿ってどういう措置のあり方があるかということについて議論をしていただいていたわけですので、環境省としてこういうことについて議論をしていただきたい、それについて委員の方々にご意見をいただく、という中身としては、環境省としては、項目は、この項目でぜひお願いしたいということでやってきたものですから、それに沿ってこの論点を整理されていったということですので、項目自体は環境省のほうで示させていただきたいと。ただ、明らかにこれはちょっとおかしいとか、もう少しこういうふうに整理したほうがいいのではないかというものがあれば、それはたたき台を示した後にご連絡いただければと思います。

炭田委員 わかりました。論点整理表の項目自体はすでになんかのところをカバーしていると思います。ただ、各項目からなる全体構成、端的には項目の順番等ははまだ議論されていません。全体の論理構成の仕方しだい項目の順番等は代わり得ると思います。

例えば、いまの報告書素案は、名古屋議定書を起点にして、「国内措置はどうあるべきか」という議論を開始する発想になっていないか、ということです。日本は1992年に生物多様性条約に署名し、条約は1993年に発効した。2002年に条約の下にアクセスと利益配分に関する「ボン・ガイドライン」ができた。「ボン・ガイドライン」に「利用国側の責任」というセクションがある。日本は2005年に「ボン・ガイドライン」全体および、特にその「利用国側の責任」というコンセプトに基づいた行政上の国内遵守措置として「遺伝資源へのアクセス手引」を作成し、以来8年以上にわたって実施している。日本では名古屋議定書を起点にして国内遵守措置を検討するのではなく、実は、8年以上の国内遵守措置の実施の経験を蓄積しているのです。その経験を踏まえた上で、「今後、名古屋議定書に基づいた国内措置のあり方はどうあるべきか」というのが正しい議論の順序です。これまでの貴重な経験を除外して議論することは間違いだ、と考えます。

すでに何人かの委員の方々国内措置は段階的に進めるべきだと指摘されました。「ボン・ガイドライン」も段階的アプローチを推奨しています。まず、実施してみて、経験を蓄積する。その経験を取り込んでさらに前進する、というアプローチです。経済産業省とバイオインダストリー協会は2005年から「遺伝資源へのアクセス手引」を用いてそのような段階的アプローチを推進してきました。ですから、

段階的アプローチに従えば、「この 8 年間の経験をどのように取り込んで、名古屋議定書の下での国内措置を検討するのが賢明か」と考えるべきだと思います。

ですから、報告書素案の中で全体を見渡すセクションに、「我が国は 8 年以上前から世界に先駆けて国内遵守措置を実施し、いろいろ経験を蓄積して来た。それを踏まえて今後、とるべきステップを考える」という議論の展開の仕方を提示するのが最も現実的だ、と考えます。

論点整理表を今のままの枠組みと中味の構成にしたままで、議定書素案を事務局が作成するというのではなくて、その前に、各項目からなる全体構成(端的には項目の順番等の検討)および「その他」の中味の扱い等をどう考えたらいいかという議論をして、その共通理解に基づいて報告書素案の作成に本格的に取り組むのが一番しっくりするのではないかと思います。

堀上室長 これまでのいろいろな取組と、それから議定書を踏まえて、措置のあり方をどうするかということをこの検討会でご議論いただいてきたものですから、そういう意味ではあまり認識は変わっていないと思います。ですので、項目については、基本、大きなところはこの論点のとおりだと思いますが、それを、次、どういうふうに整理するかというのは、一度こちらでたたき台を整理させていただいて、またその部分を含めてご議論をいただければと思います。

炭田委員 だから、報告書素案の作成のステップに入る前に、共通理解を構築することを目的とした議論を委員と行った上で、たたき台を整理されるのが良いと思います。

中澤補佐 これまでの経緯も含めて、ご説明ありがとうございました。いま直ちに炭田委員のお話を咀嚼できていないものですから、また意見交換をさせていただきながら、考えていきたいと思います。

炭田委員 わかりました。今日の時点で、これ以上の時間をかけるつもりはありません。いままでの議論を踏まえて、一度整理することが必要だなと感じていることをお伝えしました。

磯崎座長 最初にも触れましたように、進め方で少しずつ変えてきていますので、その変えたやり方が定着するのに少し時間がかかるかもしれないですが、この委員会のそれぞれの委員の役割というのを、これまで以上に大きくするような、そういう形で運営をしていくということになるかと思います。

1) 国内措置のあり方に関する論点について

磯崎座長 そうしましたら、事務局から、今日の進行についての簡単な説明をお願いします。

辻田係長 それでは、事務局から、今日の進行についてのご説明と、簡単な前回の議論の振り返りをしたいと思います。

今回は、論点整理表の 4 ページになります、「遵守措置の適用の範囲」の「その他」の、下から二つ目の「MAT の内容に関する遵守への関与」という論点から、「既存の国際的枠組み (ITPGR 等) との関係」という論点、さらには、5 ページの「(3) チェックポイントについて」の「monitoring の趣旨は、適正に履行されていることの確認」という項目についてまでご意見をいただきました。最後の「monitoring の趣旨は…」という項目については議論が途中になっていますので、本日はここからご議論いただきたいと思います。

この「monitoring 趣旨は…」という項目の意見概要欄ですけれども、前回のご議論を踏まえまして、一番上に「議定書 15 条 1 及び 16 条 1 と第 17 条 1 の関係性」というくくりと、上から三つ目に「MAT についての確認」というくくりを新たに設けております。後者の「MAT についての確認」の内容は、前回最初にご議論いただきました適用範囲に関するほうの、4 ページの「MAT の内容に関する遵守への関与」の部分と大きく重なる部分がありますが、書き分け方としましては、4 ページのほうでは MAT

の内容に関して国内措置の対象とすべきか、すべきでないか、という内容のご意見を記載することとしまして、5ページのほうでは、それより一歩進んだ monitoring のあり方にかかわるご意見を記載することとしています。

5ページのほうに書いた具体的な内容としましては、国内で遺伝資源の利用が適正になされるようにするためには MAT についての確認が必要というものですとか、あるいは、そもそも MAT の内容については提供国で確認した上で許可を出しているため国内では確認する必要はないというもの、または、MAT の履行については当事者間で解決すべき話なので国内措置では確認する必要がないというもの、仮に国内措置において確認する場合には現実的な対応をとるようにすべきというもの等のご意見を載せています。

今回の検討会では、5ページの「monitoring の趣旨は…」という項目から、できれば事務局としては、8ページの(4)の国内措置の「不履行の状況への効果的な対処について」の論点のあたりまでご議論いただければと考えております。

磯崎座長 いまの説明ですが、5ページのうち、三つ、三角の括弧で見出しがありますが、一番上と一番下はこの間の議論です。それから2番目の「チェックポイントによる効果的な確認の方法」というのも、途中まで議論がされていますので、その2番目の続きのところからということをお願いしたいという整理です。

その関係でいかがでしょうか。2番目の「チェックポイントによる効果的な確認の方法」、ここではどうでしょうか。

最初にも説明がありましたように、この黒丸が中心になるということでしたけれども、この黒丸で並んでいるいくつかの意見がありますが、これ以外に記録をしてほしいという、そういう意見がありましたら、ということです。

寺田委員 植物育種に関しては、7ページのところでかなり書いていただいているので、ここで重複する必要はあまりないと思うのですが、一応言える機会があるのなら言うとおこうかということで発言させていただきます。7ページのところをちょっと見ていただければわかりますが、植物というのは、いろいろ子孫が出てきまして、その子孫である新品種の商品化の前段階に中間的なものが非常に多数、使いもしないというか、ほとんど捨てられてしまうのですが、出てくるので、それをチェックポイントが確認するということになるとチェックポイントでの管理などが非常に手間になると思いますし、我々のほうとしても、それを報告するということになると、非常に手間になりますので、どういうものがチェックポイントの対象になるのかということをはっきりとさせていただかないと、お互いに非常に困るのではないかとことを思います。

また、これに関して原産国が、我々利用者が適切な遺伝資源の利用をやっているかどうかをモニターするということになりまして、関連する子孫などの育種状況も全て見たいといった場合にどうするかという問題は発生するかもしれないとは思いますが、その辺は、前回の、下のほうに書いてある MAT についての議論のほうで言い忘れてしまったのですが、これについては、契約の自由ということがあると思うのですが、一応提供国の国内法で決まっていますが、二者間、つまり向こうの提供国の持ち主とこちらの利用者が話して、ある程度自由にできるというような理解でいいのか、あるいは、もう提供国の国内法で決まると、契約の自由というのはそもそもあり得ないのかとか、そういうことがちょっと疑問なんのですが、その辺、我々としては契約の自由があるということ考えたいと思うのですが、いかがでしょうか。

磯崎座長 いまのは、一般論で言えば、もしある国が契約内容を制約する国内行政法を持っていると

きは、契約の自由はその分だけ制限されますので、もしそういう場合だと、契約の自由であるからという論拠は、そういう国においては成り立たないこととなります。

前半で寺田さんが触れていたのは、例えばいまの「チェックポイントによる効果的な確認の方法」で言うと、三つ目が、学術研究のときにそういうチェックが難しいということが書かれてあって、それから四つ目が、製薬企業のときにこういうことであるというので、学術研究という観点と製薬という観点から、ここに黒い丸が二つあるのですが、おそらくそれと並んで種苗ということの一つ、前半で触れていた趣旨が入ってほしいという、そういうことですね。

寺田委員 重複すると思うので、7ページ植物育種関連のみということで、そういう理解でよければそれでいいと思います。

磯崎座長 おそらく、この学術研究、製薬業界と並んで入ると整理でいいのではないかと思いますので、そのように事務局のほうでお願いします。

そのほか、この「チェックポイントによる効果的な確認方法」というところで、いかがですか。

炭田委員 一番下の白丸の文章について、「EU案の「ベストプラクティス」や「信頼あるコレクション」のコンセプトは、日本が先行してそれぞれ実施している。前者に関しては経産省とバイオインダストリー協会が「遺伝資源へのアクセス手引」として2005年から実施し、後者に関しては経産省の下で10年前から(独)製品技術評価基盤機構(NITE)のNBRCがアジアの国との2機関協定により実施し成果を収めている。」となっていますが、この後に続けて「これらの経験も考慮に入れて、日本の国内措置の議論をすべきである。」という文言をつけ加えて下さい。これは「すべきである」という意見なので白丸を黒丸に変えて下さい。

辻田係長 これまで、この項目については、ちゃんとやっている利用者の方にはなるべく追加的な負担が少ないという観点からのご意見が主だったかと思いますが、ちゃんとやっていない方に適切な対応を促すために、そのちゃんとやっていない方をどうやって見つければいいのかですとか、そういったことについて、お考えがある方がいらっしゃれば、ぜひご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

炭田委員 バイオインダストリー協会では日本の主要都市で毎年、普及啓発をしていますが、聞きに来られる方は東京の場合はかなり多いが、地方では少ないです。出席者以外にも遺伝資源の利用者はいるはずだから、我々のネットワークでは届かない人たちがいるに違いないと思います。しかし、誰に届かないのかを我々が確認できるわけではない。ルールを守っていない方は別に意図的に無視しているのではなく、自分の問題だと考えていないのだろうと想像します。

バイオ技術を利用している大企業(すべての部門を含めると1社全体で何千人以上の社員を抱えている場合が多い)では、研究開発用に生物試料を入手する部門の方はABSのことを知っているし、ルールを遵守すべきと考えてそれなりの対策をしていると思います。他方、数としては大企業よりもずっと多い零細・中・小企業では条約に関心を持つ余裕もないところが多い可能性があると思います。

例えば食品分野は基本的にほとんどの場合が条約や議定書の対象外と考えられるが、ある特殊な場合は対象になるかどうか検討する必要があるかもしれない。食品産業には非常に多くの分野があり、零細・中・小企業が多いので一つの業界団体が全食品分野を代表できないと聞いています。

意図的にABSルールを守らない人は極めて少ないと思います。日本人は律儀でルールを守る民族です。但し、零細な企業に非現実的に厳しい規制を課して、それに従えと言っても、従いようがない場合が多いことを考慮する必要があります。

重要なのは、「行政当局にとって、規制を課すことのみが自分達の仕事だと思うとすれば、それは大

きな間違いである」ということです。弱者に対してルールへの遵守だけを押し付けても、弱者は対応できない。対応できないことを行政当局が押し付けると、弱者は営業や研究をやめざるを得ない。これは生きるか死ぬかの問題となります。

行政当局が腕力で規制を押し付ければ何が起こるかという、学界や零細・中・小企業の活動がしばんでいく。学界や零細・中・小企業がしばめばいずれ大企業もしばむ。そして日本が衰退していく。

だから、日本の行政当局は国内遵守措置を議論すると同時に、弱者でも遵守できるように支援する仕組みを議論すべきである。後者を「支援措置」と言われますが、「国内遵守措置」と「支援措置」の両者をあわせて実行し普及啓発して行かねばならない。その両方の措置を実施できなければ、政府としては責任を果たしたことにはならないのです。

丸山委員 炭田さん、どうもありがとうございます。私も、概ね炭田委員の意見に賛成でございます。やはり中小零細の企業というのが非常に多い業界の場合には、まずは普及啓発というのが非常に重要だと思いますし、それからその後で、支援措置という、この二本立てでやっていくということを頑張っていたいただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

寺田委員 そのチェックポイントによるモニターとの関係として、ここにふさわしいかどうかかわからないのですが、結局、なるべくモニター等をしない方向がよいとのことで、EU 案ではデューデリジェンスというような形をとるといような案となっているのではないかと思うのですが、中小企業や個人の零細の人が育種をやっている場合が多いのですが、そういう人たちでも間違いなく遺伝資源の利用が容易にできて、モニターできるということを考えると、やはり信頼あるコレクションというか、これを育種素材として使えば、何も申請とかの手続きをする必要なしに育種利用できるというようなものが非常に充実していれば複雑な手続きが発生しにくくなりますので、そういうものをぜひとも充実していただきたいということがあります。あと、ベストプラクティスというか、モデル契約条項といいますが、こういうふうにすれば安心して遺伝資源の利用手続きができるというようなことを示して、ほぼそのひな型に沿ってやれば問題がないということにしていきたいと思います。そうではなくて、バイラテラル契約で、何でも非常に自由に交渉・設定できると言われても、法務部などの組織のない中小企業などではそういうことは非常に困難だと思いますので、ベストプラクティスとか信頼あるコレクションというものを積極的に考えていただくということをお願いしたいと思います。

磯崎座長 先ほどから共通しているのが、効果的な確認方法の一つとしてこういうものがある、既にそのいくつかをやっているとか、そういう趣旨でベストプラクティス的なものだったり、業界の自主取組だったりというのが、確認方法の一つとして考えられるのではないかと、そういう趣旨です。

炭田委員 「議定書で用いられている monitoring という言葉の意味と日本語の「監視」とは意味が異なる」という論点が白丸になっていますが黒丸にして頂きたい。「監視」の後ろに括弧してローマ字の「(monitoring)」という言葉が付記してください。第1回目の会合で申し上げて以降、大体そうしていただいています。今後、本検討会の報告書をつくるときにも「監視(monitoring)」として頂きたい。議定書の日本語仮訳では、当局の前例にならぬ「監視」と訳された理解しています。しかし、本当は、「監視」と「monitoring」とでは明らかにニュアンスが違う。我々の民族性からいって、「監視」と訳せば規制過剰につながるおそれがある。別の言葉がよいが、それが難しいなら片仮名の「モニタリング」でよいのではないか。

辻田係長 これだけご意見をいただきましたので、白丸から黒丸に変えたいと思いますが、日本語仮訳を再検討というのは難しいのではないかと思います。

外務省 その件に関連して、委員の方々の発言が終わったところで、我々としては確認したいこ

とがあったんですけれども、我々が条約当局と確認する限り、「monitoring」というのは、大体全てにおいて「監視」というふうに訳していて、「監視」というのは、日本語でいう「監視」という意味でしか捉えていないということがこれまでの前例だということでございますので、この「monitoring」というのは「監視」ではないということをチャレンジするというのはかなりハードルが高いのかなと。

ちょっと確認したいのは、冒頭で、「monitoringの趣旨は、「適正に履行されていることの確認」というのがあるんですけれども、この意味をできれば確認させてもらいたい。「monitoring」というのは「監視」でございますし、条約を読む限りは、monitoringの趣旨というか、目的というのは、遵守を支援するという目的だと思うので、改めて新たな言葉をつくらなければならない意味というのは何なのかなというふうに思います。

さらに、先ほどの炭田委員との関係で言いますと、あくまで17条というのは遵守を支援するためにやるツールでございます。本当に措置をとる必要かどうかというのは、各締約国の判断に任せられているわけなので、as appropriate というのが入っていますので、そういった必要がないということであれば、monitoringのための措置をとらないという判断もあり得ると思いますので、そのところは区別して考える必要があるのかなというふうに思います。

辻田係長 外務省さんからご質問のあった「monitoringの趣旨は、「適正に履行されていることの確認」という項目名の記載は、これまで検討会であったご意見を踏まえて書いているものです。

炭田委員 外務省さんに対して、なぜ「monitoring」を「監視」とすることが適切でないかをご説明します。我々は庶民のレベルでの悪影響を考えているのです。この検討会に参加している方々は、原文の英語の「monitoring」の意味も、前例により「監視」として訳していることも知っておられる。さらに、議定書上でもいろいろな歯止めがかかっているから、「監視」と訳しても政府の裁量により過剰規制を防ぐことが可能であることも知っておられる。

ところが、議定書を日本中で国民に普及させていくときには、日本語の「監視」という言葉がひとり歩きを始める。我々庶民の生活の中で「監視する」という言葉を聞くと、例えば犯罪者を警察が見張るような状況を想像する。そのような語感がひとり歩きして広がっていくときの悪影響が怖い。いつの間にか規制強化になる。政府が意図してそうなるのではなくて、国民自身が無意識的に規制強化を自分自身に課すことになるのです。仮に「モニターする」と言えば別の語感になる。

スペイン語では、「monitoring」という言葉がないので、英語の「monitoring」というのをスペイン語化して使っていると聞きました。同じ論法を使えば、我々は片仮名の「モニタリング」を使えばいいじゃないかということになる。

磯崎座長 これも一般論ですが、一般用語と法律用語に違いがあるので、それから議定書、国際法を国内法に翻訳するいうときに、どういう形で翻訳するかというのもルールで決まっているので、いまの炭田さんのような懸念はいろんな用語で出てくる。

片仮名で「モニタリング」という訳語でできるかどうか、これは法制局その他との関係で決まってくるのだと思います。

こういう場合ですが、実はこれまでもいくつかの条約の訳語が不適切である、あるいは、明確に誤っているというような指摘はいろんなところでよく出されます。そのようになってしまったときの一つのやり方は、普及啓発のところ、この議定書、この条約は、どういうことを書いているのかという、そういう必ず説明が必要になるので、そこで、いま炭田さんが触れたようなことを、それだけではなくて、ほかにもたくさんあると思うんですが、それをわかりやすく説明する、そういうものをあわせて普及していくということが必要ではないかと思います。

炭田委員 「生物多様性国家戦略」では片仮名の「モニタリング」という語が保全の文脈で方々出てきます。国家戦略は閣議による審議を経た文書です。外務省での前例だと 条約に基づく場合に限って「監視」と訳す。環境省の文書では片仮名の「モニタリング」が使われている。環境省が文書をつくる限りにおいては、片仮名の「モニタリング」でも良いという論理もあり得るのではないかと。

磯崎座長 おそらくそれは自然・生物とかの、いわゆる環境影響評価とのかかわりでの monitoring だと思いますけども、それと同じ形でできるかどうか、それは今後の努力だと思います。

吉田委員 片仮名で「モニタリング」ということであれば、それで解決するかもしれませんが、それでも、それが何を意味するのかというのが説明されないとよくわからないので、ここに書いてあるように、「適正に履行されていることの確認」だと思うんですが、環境影響評価とかだったら、例えば環境保全措置がきちんと行われているかというのを、事後調査をするとか、あるいは追跡調査をするとか、私の感覚でいくと、ここに書いてある定義であれば「追跡」とかいうほうが適切、もう少し幅が広いような気はするんですけども、これは法律用語なので、最終的には国のほうで決めなくちゃいけないんでしょうけれども、それが意味するところが、監視ということで、犯罪を監視するようなイメージでとられると、今度、そこに出す情報というものも限定したくなってくるわけですね。

私はむしろ、下のほうにもちょっと書いてありますけども、なるべくモニタリングは広くちゃんとモニタリングして、それで日本は、例えば、それが企業秘密に属するものであれば、公開はしないけれども、ちゃんと把握しているんだということで信頼を得るというほうが、日本にとって得策ではないかなというふうに思います。

西澤委員 まず、対象にするは PIC や MAT があるものだけですよ。それをなくして持ってきたものは対象外ですよ。

辻田係長 PIC や MAT を取るべきものが対象ということでしょうか。

西澤委員 PIC や MAT の内容について、じゃないんですか。内容というか、そこに書かれていることを守っているか、という意味じゃないんですか。例えば契約に従っているかという意味じゃなくて、だから、黙って持ってきたものについても全部チェックしろという意図ですか。

中澤補佐 いまのは、「チェックポイントの効果的な確認の方法」で書いてある中身について、でしょうか。

西澤委員 ええ。だから、チェックポイントが確認する対象。

中澤補佐 チェックポイントの monitoring の対象は 17 条で書いてあるとおりで、17 条の 1.(a)()にある、指定された確認のための機関は、適当な場合には、事前の情報に基づく同意とか、遺伝資源の出所とか云々と書いてありますけども、そうしたものが対象になると。そこでは、特に PIC や MAT を取ったものだけに限定していないと思います。逆に言うと、例えば本来 PIC、MAT を取って利用しなければいけない遺伝資源をそのままにしておくのはどうなのかということもあり得ると思います。

西澤委員 だけど、そういう契約がなくても、黙って持ってきて、黙って使っているものを、実際チェックしようがないと思うんですけど。

中澤補佐 それがまさに先ほど辻田から質問させていただいたとおり、ちゃんとやっている人をモニターする。ちゃんとやっている人たちはいいんですけども、そうじゃない人たちというのはどうやってモニターするべきかということが、課題になると思うのですね。

いまのご指摘は、本来、PIC、MAT を取らなくちゃいけないところの遺伝資源というのを持ってきたら、何も monitoring なしということでは、名古屋議定書の趣旨というのは反映されないことになると思います。

西澤委員 言っているのは、そういう理屈があったとしても、実際にはできないと思うんですよ。黙って使っているものを、踏み込んでいくタイミングがわからないし、どういう理由で踏み込むかわからないし。自分が考えているのは、例えば企業だったら、製品化の前に、EUのようにチェックすればいいんじゃないか。そういうケースに立って考えればいいんじゃないかと思うんですけど。

中澤補佐 先ほど辻田から投げかけさせていただいた質問はそういうことで、議定書の交渉過程ではそういったものがあぶり出されるのは、例えば一つのポイントとして、特許や製品の認可の際があり得るのではないかと。そういったときに、実はPICとかMATを取っていませんでしたというところがあぶり出されたら、そのときにアクションを起こす可能性があるのではないかと。

先ほど問いかけさせていただいたのは、ちゃんとやっている人、そういったところはなるべく負担が少なく、一方で、本来、PIC、MATを取らなくてはいけないところから、その国の遺伝資源を、そうしないまま使ってしまった場合はどうするか、そういったときのことを考えるにはどうしたらいいかと、そういうことだと思います。

西澤委員 要するに製品化の前に、水際というか、そこで阻止できれば、目的は達成できると思うんですね。企業から見たら、そこまで違反して投資して、こぎつけたとしても、結局製品が出なければ全部無駄になるわけで、そんなことを企業がわざわざやるはずはないんですよ、普通に考えて。だから、それで十分じゃないかと私は思います。

それと、さっきの「モニター」ですけど、中国語にも「監視」という言葉があるんですけど、中国語の訳文というか、正文ですけど、それを見ると、「監視」と書いてなくて、「監」の次は測定「測」という字になっています。

磯崎座長 いま西澤さんが触れた前半のほうですが、要するに効果的な確認の方法の、おそらくその次ぐらいになるのだと思いますが、いつ、どこで、何をという、細かな措置、かなり具体化したところの話です。さっき寺田さんが最初のほうで発言したときに私が触れましたけども、ここの三つ目、四つ目の黒丸でも、いま西澤さんが触れたような同じことを書いているので、確認の仕方として、全てに全部にやっていくというも片方でやり方としてはありますが、この中の議論では、あらゆるもの全てについて、という意見はいままで出ていなくて、どっちかという、効果的なところでそれぞれの分野に適合して、という形になっているかと思います。西澤さんの発言も、一番効果的に把握できるポイントを考えて、確認の方法として、そういうやり方を考えるという、そのような趣旨で受け取ればいいのかと思います、それでよろしい はい。

鈴木委員 私は、この黒丸の三つ目のところにコメントしているんですけども、多分いまのと話は同じだと思うんですね。つまり、研究者ですと、最後には論文にしたりすることによって自分の成果になる。そのときに、ちゃんとした形で手続が済んでなければ発表はできないでしょうということ言えば、いまの西澤さんのと多分つながることになると思います。ただ、そのときに、我々も、いわゆるインフラ整備みたいなものが仕事ですけれども、例えば、これからのいわゆる資源の取得や提供利用をまず考えて、それで多分、いま持っているものや、さかのぼるときにどうしていけばいいのかなという考え方でいかないと、考えがちょっとまとまらなくなるんですけど、例えば、ほとんどが、いわゆる契約や文書におけるやりとりで生物資源の動きは管理するしかなくて、技術的に、例えばあの人の持っているのはどこどこ産じゃないかとか、あれと同じじゃないかという議論は、一生懸命技術が追いかけてはしていますけれども、限界がある。だけど、犯罪捜査と違って、この技術ができるから、それによって法律やルールを決めていこうということではないとは思っています。

つまり、いま、我々のところで言うと、微生物という見えないものだから、ますます契約と信頼関係

の重さが大きいと思うんですが、植物貿易が水際で日本に入る生物資源を管理しています。あのときも、結局、いまそこでも議論がありますけども、植物病原菌と認識されたり、しなかったりというものにも関係してくるし、知らないで持ってきちゃった人が、例えば論文を書いたときに、何でそれが日本にあるんだろうとかいう話も、全く同じようなことになると思いますので、やはりその辺は、むしろ論文なんかはアクセプトされるというか、論文なんかを管理するところできちんと適切な使われ方になるようにあるときに急にできるようになるとは思いませんけれども、そういうところをどんどん指摘しながら、世の中が管理されるようにしていかなければいけないかなと思います。

だから、そのときには、私どもも、一番下に炭田さんから書いてくださっているような中で、むしろ信頼関係を裏づけるところに、今度公的な機関、または、その信頼される機関の役割というのが出てきて、そこで、そのものに対する保証というの、証明書の発行ですとか、そういうのとの兼ね合いでうまく機能すればいいのかなと。つまり、技術は限界があるので、そういう形とうまく組み合わせて、それを支援していかないと、つまり資源の管理を外側からも支援していく必要があるのかなというふうには考えています。

磯崎座長 このチェックポイントのところは、ほかにはよろしいでしょうか。

藤井委員 先ほどの西澤さんのご意見とも重なるんですけど、実は辻田さんの先ほどのご質問は、少し当惑しました。というのは、いくら啓発していても、絶対漏れてしまう人はいるわけじゃないですか。と同時に、世の中は残念ながら密猟というのはなくならないですよ。そういう人たちをどう取り締まればいいのか、そういうふうにかかっているのかなと。というか、少なくともそういう部分も含めてご質問されているんだろうなと思ったのですが、正直言って、そこまで行くと、私自身、何もアイデアがないという感じですね。

実際、例えば、極端に言うと犯罪行為的なところ、通常、国としてそういうものを取り締まるときに、どんなふうなことを考えるのだろうかとか、そんなことを実は考えながら、いま、こういう回答をさせていただいているんですけど、多分、実際ここにいらっしゃる委員の方、かなりの方は、そこまでとことん monitoring、あるいはチェックするというようなところになると、具体的なアイデアが出る方は少ないんじゃないかなと、正直思います。

寺田委員 オリジナルの遺伝資源と新品種が似ているか似ていないかという判断の方法は、その品種の比較栽培において、実際は見た目判断するわけですね。品種登録のシステムの審査基準では特性表というのがあって、各作物ごとに、注目すべき形質が例えば 50 項目が決まっていて、その各形質項目をそれぞれ 9 ランクに分けていて、もしも、全ての形質について同じランクのものであれば同一品種というふうに見ていくのです。しかし、今回の遺伝資源のモニターの場合は、提供国の規定次第で、子孫関係にまで及ぶ可能性があるの、全く同じ形質ではなくて、親のものを引き継いでいるか、引き継いでないかという、そういう親子関係の判断になる可能性があるわけですね。提供国から提供されたそのものであるオリジナルのものだけが遺伝資源という定義であれば、先ほど説明させて頂いた特性表による評価ということになるのですが、ある新品種に対する特定のある遺伝資源の利用の疑いを推定すると、これは 10 年ぐらい前のある国から持ってきた遺伝資源の子孫を使ったものではないかという、そういう疑いになると思うのです。そうした場合には、主に用いられている手法は、SSR というマーカーを使ったものになります。もっとも一般的には、ヒトでの鑑定をやっていますが、親子鑑定というのは、その SSR マーカーでやっているのです。多分それと同じような技術を植物でも使うことになり、その辺のマーカーがどのぐらい一致するのか、1 億分の 1 ぐらいの確率で間違いが一致するとか、そういうような親子鑑定という技術でやっていくと思います。但し、ヒトだったら結構二重もあってやり

ますけど、それを全ての植物について夫々個別に行うこととなると、夫々の作物について適切なマーカセットの選択など、細かいことについて全部決めていかないと、そういう実用に耐える手法についての基礎データは固まらないわけですね。それだけの費用とお金をかけて、実際そんなに儲かりもしないような植物までやるのかという課題が出てくるので、なるべく monitoring としてはシンプルにやったほうが現実的ではないのかなと私は思います。

磯崎座長 そのほか、この項目では、

(なし)

磯崎座長 それでは、今日出たいいくつかの論点、あるいは、白丸と黒丸の違いもありましたので、冒頭にも触れましたように、その辺をまとめて事務局で整理をしますが、時間的余裕ができるだけあるように、委員の皆さんのところへ確認をお願いするということになりますので、よろしくをお願いします。

そうしましたら、先ほどの 5 ページでも、一番上と一番下、それから 4 ページとの関連で、調整、あるいは検討をしてほしい、特に 15 条 1 項のところ、契約内容についての遵守確認という、その点について事務局から説明をお願いします。

辻田係長 前回の検討会において、「MAT についての確認」についての議論で、遵守措置として、提供国法令に沿った形で結ばれた MAT が、その内容のとおり履行されるかどうか、利益配分されるかどうか、というところまで対象とすべきかどうかという議論がありました。

この点につきまして、前回座長から、見解が分かれているので関係省庁のほうで考え方について確認をするようにというご指示をいただきました。今回の検討会までに、外務省さんを初めとする関係省庁のご意見を聞くなどしてきましてけれども、現時点では調整がつかせんで、今後も検討を続けていくことといたしました。

したがって、15 条の考え方についても含めて、monitoring の一環として、MAT がその内容のとおり履行されることの確認も行うべきかどうかという点について、前回大分ご意見をいただいておりますが、改めて追加でというものがございましたら、いただければと思います。

磯崎座長 前回、炭田さんからいくつかあったと思います。交渉段階の論点であったり、それから 18 条との関係であったりというので、いわゆる契約内容は入っていないという指摘がありましたけれども、炭田さん、何かつけ加えて……。

炭田委員 ご参考までに一つの例を申し上げます。

オーストラリアは先進国では数少ない例ですが PIC 規制をしています。いくつかの州が ABS 州法を施行している。例えば、北部準州(ダーウィンが行政中心地)へ行って PIC 申請の手続き調べたことがあります。北部準州では ABS をチェックする機能を、州の環境省と州の経済産業省で分担している。PIC 申請のためには、申請者はまず経済産業省に行く。経済産業省は利益配分の MAT に関してチェックする。それで許可がでたら、次に環境省へ行く。環境省は生態系に悪影響がないかどうかをチェックする。それで許可がでたら PIC が発給される。そういう順序です。

北部準州の経済産業省が何するかというと、契約書の詳細には関心がないとのことですが利益配分の MAT についてオーストラリアの国益に沿っているかどうかをチェックする。州として契約のひな形も持っている。

ここで申し上げたいのは、提供国側が PIC 申請の際に、MAT をチェックしていることです。提供国側がすでにチェックをしたものについて、利用国である日本の当局がまた契約内容をチェックするというのは二重手間であり、非常に考えにくいと思います。

辻田係長 説明が悪かったのかもしれませんが、前回、「MAT についての確認」のところでは、二つ

の論点が挙がっていたと思います。一つが、結ばれた MAT が提供国の法令に沿っているものであるかどうか。例えば提供国法令の中に、MAT の中にはこういう項目を含めなければいけないですとか、利益配分率はこうしなければならないですとか、そういう規定があった場合に、その規定のとおり MAT の中に記載されているかどうか、その点についても遵守措置の中で確認すべきかどうか、ということ。もう一つが、そうやって提供国法令に沿った形で結ばれた MAT が、その内容のとおり履行されたかどうか。MAT に書かれた内容と同様の形で遺伝資源の利用が行われたかどうか、利益が出たときに利益配分が契約したとおりになされたかどうか。この後者の点についても、遵守措置の中で確認すべきかどうか、という二つの論点があったかだと思います。座長から確認の指示をいただいたのは後者のほうでして、利用者の方が MAT の内容どおりに遺伝資源の利用と利益配分を実施したかどうかという点についても、遵守措置の中で扱うべきかどうかという点について、関係省庁で確認をなささいということだったのです。

炭田委員からご説明いただいた例は、前者のほうの例であると思います。

炭田委員 はい。後者の方はすでに別のところで意見を申し上げました。民事の分野に契約違反に対する制度がある。それは議定書 18 条で明記されているから、政府が干渉をする筋合のことではないと考えます。

磯崎座長 いまの前半のほうですが、前回ちょっとだけ議論になっていたところですね。いま炭田さんの意見というか、情報として、提供国が許認可、PIC を出す段階で、その法令に契約、MAT が合致しているかどうかは確認されているはずなので、その PIC のところを見ればわかるはずだという、そういう指摘ですね。

外務省 座長からの指摘の件については、特に外務省と環境省の中で必ずしも意見が一致しなかったと。それで、いろいろ外務省内でも検討をしたんですけども、そういう場合に政府として正しい条文の解釈という形で出す場合には、きっちりと内閣法制局の審査を経た段階まで至らないと出せないんじゃないかということを考えて、両者の合意で出すということが適切じゃないかという観点から、今回、両者の合意について達しなかったということでございます。

それで、我々の考えを再度ちょっと言わせていただくと、15 条についてどこまで入れるのかということと、実際、遵守についてどこまでの措置を日本として締結を要求するのかという話は、必ずしも一緒ではなくて、そこはプロポーショナルという形で、日本としてどこまで提供国にお付き合いするのかという判断をするのは、利用国のほうの政策的な判断としてすることができますので、全て提供国の求めることを全部やるという必要はないと。

ただ、例えば EU の場合を見ても、EU はデューデリジェンスという義務を課している。これは、提供国の法令によって課された義務とは別に、EU が独自の義務として課したものであって、そこについては提供国の法令にちゃんと従って、ちゃんと ABS をやっているという内容もありますので、これは非常にある意味では努力義務的な弱いもののございますけれども、そこはちゃんと MAT に従って、ちゃんと義務を利用者が果たしているということも入り得るんじゃないのかなというふうに考えております。ただ、そこはちょっと必ずしも意見が統一されているというわけではないので、引き続き議論をする必要があると。

その場合は、むしろ日本として現実可能性を考えて、どういう措置をとることが現実的なのかということとあわせて議論をすべきじゃないかというふうに思います。

磯崎座長 そのほか、いまの 15 条とのかかわりで、よろしいでしょうか。

藤井委員 15 条の、特に 3 の部分なんですけども、15 条の 3 項のようなものが仮にない場合に、企

業がどういう対応をとるかということ、多分、相手国から必ず企業には何かしらのクレームが来るわけですね。そうするとやっぱり企業としては、MATが無効になっては当然困るので、間違いなく自主的に協力的な対応を、解決に向けて対応をとっていくということをまずせざるを得ない。間違いなくと思います。と同時に、多分3項のようなものがなくても、企業は、製薬企業であれば厚労省、さらには環境省に、何かしらの報告が相手国から、3項は仮にないとしても、多分、政府関係を通じて連絡等が来ると思いますので、一応そういうケアもする。最低限そういうことはやりますし、国とも一応いろいろな相談もしますし、当然、国、関係省庁にも、企業に対してはきっちり対応してください、ぐらいのことは、当然指示はあると思います。3項がなくても、多分それぐらいはやると思います。

では、3項があったら、さらに何をしなきゃいけないのかなと思うと、実はあまり大してやることはないんじゃないかなというのが正直な印象で、そういう意味で、我々が通常やるであろうことから、特にこの15条があるがゆえに何か付加してやらなきゃいけないようなことは、実はあまり考えなくていいんじゃないのかな、というのが私の考えです。

磯崎座長 15条3項は、もうちょっと後で話題になってきます。

藤井委員 すみません。

磯崎座長 いま藤井さんが触れたことは、私も何回か前に指摘したことなんですが、名古屋議定書がなくてもやらなければいけないことというのがあって、それはいま藤井さんが触れたような中身と同じようなことだと思います。

いまの点、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、ここで、寺田さんからいくつか、これまでの論点とのかかわりも含めて、発言したい。これは、この資料1のまとめ方のときに、これも何回か私が繰り返した記憶がありますが、この論点整理表は、この委員会の場で出た意見だけが書かれてあって、一般的に考えて、当然、こういうことだったらこうだろう、こういう場合はこういうことだという、一般的に当たり前だと思われるようなことは必ずしも書かれてないこともある。というのは、この場で出た意見だけを書いています、という整理でこの資料1ができています。

寺田さんから、その関連で、発言をしないとここに載らないということなので、これまで議論されたところをいくつか含めながらですが、そうした観点から発言をしたいという申し出がありましたので、それでは寺田さん、どうぞ。

寺田委員 先ほどの質問でしてしまったといえばそうなのですが、要するに植物はITPGRでのSMTAのように、契約が標準になっていて、世界共通というような観点なわけですね。秘密ではなくて、オープンになっているから、みんなが同じように信頼してやるという観点です。そもそも秘密じゃなくてオープンなのですけれども、そこにもってきて、今回のCBDの話になってくると、各国が勝手に国内法でいろんなことを決められるということになると、オープンではなくなりまして、料率にしても、ITPGRのSMTAのほうでは、例えば1%と決めてあっても、CBDのほうで5%で決めてあるとか、国によっていろいろ違って、条件も違っているといった場合に、我々としてはそういうような国際的にでこぼこがいっぱいあると困るので、全部SMTAの基準に近いようなことに持っていくように交渉をすると思うのです。

そうした場合に、先ほどのような話で、全然契約の自由がないという話になってくると、そもそもそういう交渉をする努力をすることの意味がないということになってきてしまいますので、なるべくであれば、CBDでも、そういうような契約の自由が、ある程度あって、そのSMTAに準拠できるような仕

組みに何とかしていただけないものかと思います。それが日本の国内法では無理だという話になるのかもしれないのですけれども、国際的にそういうふうになっていただかないと、非常にやりにくくなるということもまた事実でございます。その辺をご検討いただいて、国内法をただ単に始めてしまうのではなくて、そういう枠組みをまず国際的に何とかもうちょっと進めていただくような努力も並行して進めていただくということをお願いしたいと、そういうようなことでございます。

磯崎座長 ということは、ITPGR、あるいは農水省がこの分野で国際的な交渉の場で発言すべきことがあったり、あるいは、生物多様性条約や名古屋議定書が発効した後の議定書の締約国会合で、日本政府として強力にそういう発言をすることと。

あと、チェックポイントのところでは触れられていたベストプラクティスだったり、それぞれの分野の同業組合の中でつくってくる、そういうルールだったりというのが使えるという、さっきチェックポイントのところ、学術研究や製薬企業の特異性、それで触れたような形で整理する さっき既に発言したというのがそこですね。

そういう形で、例えば種苗業界のいくつかの企業だったり、いくつかの同業者がつくっているような、そういうやり方で、そのやり方を組み入れると、ここのチェックポイントによる効果的な確認の一つとしてそれが動くという、そこへつなげて考えていいですか。

寺田委員 はい、そうですね。チェックポイントによるチェックというのをなるべく省くというか、それをしなくても、信頼あるコレクションとかなんとかを使えば、それで確定できるのでいいというのが理想的ではないのかと思うわけですね。そうではなくてチェックをするということになると、子孫などが非常に複雑なことになってくるので、現実的にはちょっとそれは対応しかねると思いますので、途上国がこういうふうを決めてくるのであれば、ベストプラクティスなどでこういうふうにしたほうがいいのか、というようなことが実際に事前に国内措置等としてないと、植物育種をやっているほうとしてはどうしたらいいのだろうというお手上げ状態になってしまう可能性があるのでは、その辺を、国内措置が動く前に何とかしていただきたいというのが切なる希望でございます。

磯崎座長 種苗の同業者の組合、あるいは国際的な種苗団体の側でももちろん同じことをやっているということですね。生物多様性条約やFAO 関連の場で、我々はこういうことをやっているという。

寺田委員 はい。

磯崎座長 わかりました。いろいろなところでそういう方向へ向けて、という努力が必要であってという。はい。

そのほかの方で、いまの寺田さんと同じように、済んでしまった項目も含めてなんですが、記録のために発言 入っていない項目、入っていない意見、発言があつて、ということがありますでしょうか。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、これはいままでも同じ手続ですが、いますぐそう言われて、というのものもあるかもしれないですが、後ほど、本日の議事録との関連での確認の依頼が行きますが、そのときにあわせて、もし同じような、これまで言い残したことがあるということでしたら、それもあわせてお知らせいただければと思います。

そうしましたら、ちょっとここで10分ほど休憩をとって、そして15条のもとでの遵守確保の項目へと、休憩の後、移りたいと思います。3時5分前に再開いたします。

(午後2時45分 休憩)

(午後2時55分 再開)

磯崎座長 再開いたします。

ここからは次の項目になります。6 ページの「非商業的利用についてのモニタリングの方法」という項目です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

辻田係長 遺伝資源の利用は非商業的な利用と商業的な利用の二つに大別されますが、これまでのご意見では、非商業的な利用については、その成果が金銭的な利益に結びつきにくいということと、生物多様性の保全や持続可能な利用に資するような研究も多いということから、非商業的な利用に関するモニタリングのあり方については、商業的利用と区別すべき、より配慮した手続とすべき、というようなご意見をいただいていたと思います。

例えば前回ですと、自発的な届け出ということにしてはどうかというご意見ですとか、もしくは、科研費の申請の際に ABS については遵守していきますというような宣言をさせるという方法もあるのではないかとご意見をいただきましたけれども、非商業的利用のモニタリングについて、利用者の方への負担が少なく、かつ効率的にモニタリングできる方法として、ほかに考えられるようなことがあるようでしたら、ぜひご意見をいただきたいと思います。

なお、商業的な利用と非商業的な利用の区別の仕方については、以前、小幡委員が示してくださったこともありまして、いろいろなやり方があるかとは思いますが、一つの考え方としまして、提供国が許可証を発給しますけれども、その発給した許可証というのは、ABS-CH において国際的に認められた遵守証明書ということになります。その証明書の中には、商業的または非商業的な利用のどちらに該当するのかを書く欄が含まれるだろうということになっておりますので、国内措置においては、国際的に認められた遵守証明書において「非商業的な利用」と書かれたものの遺伝資源の利用を、非商業的な利用としての基本的な対象としていくことになるのではないかと考えております。この点についてご留意いただきながら、ご意見をいただければと思います。

磯崎座長 先ほど議論をしていた 5 ページの真ん中、その中に、学術研究だけではないんですが、上から三つ目の黒丸にあった学術研究という、その具体的なというか、もう少しそこだけを取り出してきて、非商業利用ということで、この場合のモニタリングのあり方です。既に 5 ページにも書かれているのですが、この 6 ページでは、重複しているところもありますけれども、もう少しそれぞれの意見が書かれています。

ここに書かれているものを含めてですが、できるだけ新しい、ここに書かれていないもので、ご意見がありましたらお願いいたします。どうでしょうか。

特色としては、これもこの黒丸の中で既に書かれていますけれども、利益配分とかにすぐに当然結びつかないということであったり、あるいは、炭田さんがさっき触れていたように、学術研究という、その非常に幅の広いレベルで動かしていかないといけないというので、それに対する制約の問題であったり、それから、次の項目とも関係するのですが、非常に長いプロセスであることだったり、いわゆる基礎的研究であったりという、そのような特色、位置づけがあるので、モニタリングのあり方としては、このような形にすべきであるという、そういう指摘がここに並べられています。

そのほか、いかがでしょうか。

小原委員 先ほど寺田委員がおっしゃったように、学術研究も、子孫といいますか、どんどん改変していったり、たくさんの方が使っていくわけですね。もちろん、その時々には MTA 国内では MTA と言いますが、交わして由来をはっきりさせるということはいたしておりますので、大なり小なり、それをトレースすることは可能であるということで、それから、もともと 8 条にはそれに対する措置が書かれているし、登録する際も、先ほどおっしゃったように、コマーシャルあるいはノンコマーシャル

という区別は一応した上で登録するということがありますので、現実的にそれは区別することは可能であろうと。それをあとどうするかは国内措置でありますけれども、ぜひ、こうしておかないと、もし全く区別なくやるとなると、大学基礎研究現場は大混乱するであろうと。現実的なことから何らかの措置をしていただきたいというふうに強く思います。

炭田委員 「非商業的利用についてのモニタリングの方法」のセクションで、上から三つ目の白丸に「例えば企業の研究段階では極めて多数のサンプル数があり、その全てを届出の対象とするのは極めて煩雑で不可能に近い。しかし、商業化段階に達するのはその中のほんの一部である。EU 案は、商業化の許認可申請の前までに届出を求める制度なので、利用者にとって柔軟性があり煩雑さが軽減されるように配慮されている」と。その文尾に「これを日本国内措置に取り入れるべきである」と追加して下さい。そして、白丸を黒丸に変えてください。

磯崎座長 いまのは、商業化と非商業利用と……。

炭田委員 わかりました。では、上の「例えば企業の研究段階では」について、「企業の」を削除して「例えば研究段階では」として下さい。それで意味通じますか。

磯崎座長 後半のいくつか、「商業化段階に達する」、「商業化の申請の前までに」になっているので、商業化になってしまうのですが、そうじゃなくて、全部ずっと学術、非商業利用のとき……。

炭田委員 「例えば企業の研究段階では」に代えて「例えば研究段階では」とする際に、私が想定しているのは、応用研究をやっておられる大学の先生のことです。応用研究は学術研究ではあるけども、大学自身が特許を申請することもあるわけです。ですから、その発明が民間に移転されて企業が商業化する流れで見れば、この文章は学術研究にも適用できるのではないかと思った次第です。もし文章がおかしければ、先生のアドバイスに従って書き換えます。

ところで、私のお願いのポイントは、白丸を黒丸にしてくださいということです。

辻田係長 いまの炭田委員からの修正のご提案を受けて、修正後の内容ですと、いまの「非商業利用についてのモニタリングの方法」というところではなくて、1ページ戻った「チェックポイントによる効果的な確認の方法」というところに移動させたほうがしっくりくるように思います。

炭田委員 はい。

磯崎座長 炭田さんのいまのところ、学術研究から商業化へ移らない場合のモニタリングの方法という、その何か提案というのはないですか。というのは、例えば、もうほかに、上に出ているのですが、研究公表をする場合や、その時点で届け出、その他をすべきであるということなのか。

炭田委員 EU 案では学術研究においてもデューデリジェンスという制度を設けて利用者各自が能動的に遵守する。ですから、大学に対しては配慮していて研究者への負担が少ない。私はそういう考えを日本の国内措置に取り入れたらよいのではないかと思います。

磯崎座長 はい、わかりました。外務省は……。

外務省 おっしゃっている意見というのは、非常にもっともな意見が多いと思います。ただ、1点、ちょっと正しく理解する必要があるのは、利益というのは商業化と非商業化というだけで必ずしも分けられるわけではなくて、ABSの対象となる利益というのは、最後のアネックスに書かれているように、非金銭的な利益というのも列挙されておりまして、その中で、研究開発の成果とか、そういうものというのを明記されていますので、必ずしも提供国側の ABS 法令というのが本当に商業化された金銭的なものだけを対象にして利益配分を求めているのかどうかということについては、必ずしもそういうふうに分けつけないというのとは適切じゃないと思いますので、その辺もしっかり見ながら、きちんと対処する必要があると思います。

それから、炭田さんの言われた、EUの現在のレギュレーション案の話なんですけれども、私が聞いている話では、商業化に際して、デューデリジェンス義務を果たしているかどうかというコンプライアンスを確認するというのもあるんですけれども、その前に、パブリック・リサーチ・ファンディングを受けているものというのについても、同じように、そのリサーチファンドの受け取りの段階でコンプライアンスを求めるといふように書かれておりますので、おそらく研究的な要素のところというのは、このレギュレーション案7条の1項のところで見ようと考えているというのが有意な考えじゃないのかなというふうに思います。

炭田委員 EUレギュレーション案は、ABS国内法または規制制度を実際に実施している国を対象にしている。提供国が名古屋議定書の要件を満たして実施していれば、必ずABS-CHにPIC取得とMAT締結の情報を通報するはず。学術目的、商業目的を問わずABS-CHに出る。

だから、利用国政府のチェックポイントがABS-CHを見ていけば、自国利用者によるPIC取得、MAT締結、利用目的等をモニタリングできる。国内のチェックポイントが利用者に対して同じ情報を要求するという重複行為をする必要はない。そういうことを考慮しているのだと思います。

小原委員 その非金銭的な共有という部分に関しては、学術の世界は、基本的に公表ですよ。やったことは公表する。シェアをすると。ですから、共著論文にするなり、何かシステムをつくれれば、共同でやるとか、そういう形で、希望する人には誰でも返すという形にしています。それ以上のもし何か技術供与をしようと言われたら、これは個別の研究者は結構しんどいことですから、そこまでは必ずやるというのが原則ですので、それでよろしいんですか。学術領域に関する部分の非金銭的というのは、ちょっとそれを確認させていただきたい気がします。

外務省 結局、そのところというのはまだ、提供国側の法制度整備というのはこれからということで、ABSのあり方についても、引き続き政府間会合の中で議論をされていくということになりますので、そこはまた今後相場感を担っていくということになるんだと思います。それで、先ほどまさに寺田委員も言われたような形で、実際的なセクター別の例えばモデルコントラクトみたいなものをどうするのかというような議論がありますので、そういうところ、例えば学術分野においてはどの程度求めるのかということのモデルみたいなものをどうやってつくっていくのかと。その中で、日本として言うべきことを言っていくということかと……。

小原委員 分野によってまた違ってくるのではありますけども、まあ、そういうことですね。

炭田委員 この議論を相撲に例えると、土俵もまだ作られていないし相撲の相手もない。議定書を批准した18カ国のうちで議定書を満足するABS国内法令を作った国はまだ存在しないと理解しています。土俵もないし相撲相手がいないのに、ひとり相撲を取り続けるのは実際的でないと思います。この項目は機が熟したら議論する、ことにとどめておくのが進行上、賢明だと思います。

磯崎座長 その枠組みの前提になるところというのは、はい、そのとおりです。

小原さんが触れていたのも、公表することや共有すること自体に提供国側が制限をかけたいという趣旨の指摘がある場合もありますので、つまり、この資源を使って研究した場合に、その研究成果を勝手に公表されては困るという、そういう意味で途上国側が意見を展開することもあります。

小原委員 それは、リソースを持ち出すときに、必ず約束をしてやりますので、無断でこちらが勝手に公表したりすることはあり得ないです。

磯崎座長 この非商業的な利用のところ、いまここに書かれてある項目、そのほかで、もしないようでしたら どうぞ。

寺田委員 非商業的利用に当たるかどうかわかりませんが、ITPGR-FAでは、前から言ってい

るように、中間的な利用の場合と、最後の商業的な利用のところで明確に分けているわけですね。中間的な利用の場合は、あまりモニターとか何かは求めていないで、一番初めに提供国からオリジナルの遺伝資源を受けた者が、第三者の大学とか、別の第三者に渡すときに、それを基金、FAOの基金に情報を提供するとともに、次の第三者に遺伝資源あるいはその子孫を渡すときに、パスポートデータというか、その遺伝資源はどういうものかというようなデータもその第三者に渡すというようなことで、中間的な細かい育種をどのように進めたかとかなんとかという細かいことまでモニターするという義務はなく、出口のところで大まかに報告する程度に抑えられているわけです。

この程度であれば十分できると思うのですが、これを、子孫ができるたびにチェックポイントに全部報告ということになってくると、これはとてもできないということになるので、そういうようなITPGR-FAの中間的な素材のところを非金銭的利用ということに置き換えれば、非常にシンプルな方式で、私としては、できるのではないかと思うのです。特にCBDの場合は、ITPGRのように利用者が第三者に遺伝資源を渡すことができないのですよね。結局、PICをまた提供国の正式窓口から取らなければいけないので、第三者が入手するためには、もう一回原産国から取らなきゃいけなくなってくるので、より明確にこういうことができると思いますので、そういうふうに出口的なところだけでモニターをやって、その出口が金銭的な市販などであれば利益配分をするし、金銭的なものでなければ金銭的利益配分は行わないで、非金銭的利益配分を考慮し、ただ単に情報を決められたとおり、最小限の情報を我々は出すということではないかとは私は思います。

磯崎座長 そのほかいかがでしょうか。

いま寺田さんの意見は、商業利用と非商業利用の分け方の問題にもかかわっていて、いまのような形でいくと、新しい分け方になるか……。

寺田委員 いや、もう既にITPGRで実際に行われている方法です。

磯崎座長 ITPGRでやっているような、中間的なもの、それについては、たとえ企業が最終的に商業開発を目的としている場合であっても、その段階までは別扱いにすべきではないかという、そういう指摘ですね。

寺田委員 そうですね。

磯崎座長 そのほか。

いま寺田さんが触れたのは、次の項目、6ページの一番下の項目にも少しつながってはいますけれども、いまの6ページ、真ん中は、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、6ページの一番下のアクセスの、要するに一番最初の段階から商業化段階まで、その長いプロセスという、それについてトレースできるか、あるいは、する必要があるか、その場合どうするかということです。ここにも丸印で出されていますが、ちょっといま説明してしまいましたが、事務局から、ここのポイントについて。

辻田係長 遺伝資源の利用には、アクセスから商業化までつながる長いチェーンがあって、商業化に至るまでに何人もの人ですとか、さまざまな形態の利用を介するとされます。チェーンのそれぞれの段階の利用者の方が安心してその遺伝資源を利用できるようにするためには、例えば学術の分野ですと、素材移転契約を結んで、次の人に必要な情報を渡しながらか利用を続けていくということですが、先ほど寺田さんからはITPGRではパスポートデータを次の人に渡しませんということをご紹介いただきましたけれども、こういうふうに従う方に情報伝達をする必要があるのかどうかということや、そのような必要があるという場合には、どういった情報をその次の人に伝達すべきかということについて、ご意見

をいただければと思います。

磯崎座長 いかがでしょうか。

炭田委員 既に申し上げたと思いますが、最初の人で遺伝資源にアクセスし PIC を取得する際、提供者と利用者間での MAT 交渉のときに契約条件を取り決める。ある場合は、「遺伝資源を第三者には渡さない。第三者に渡したい時は、別途、協議する」ということで合意する。別の場合は、「条件付きで第三者に渡して良い」と合意するかもしれない。その条件は契約で規定する。法律で規制されている場合はその法律に従うことになる。契約で規定する場合は、民事に契約法に関する制度があるから行政が干渉すべきことではない、という整理だと思います。

ちなみに、議定書 17 条 1 項(a)()の第 2 パラグラフに、「チェックポイントは、遺伝資源の利用に関するものであるべきであり、又は特に研究、開発、技術革新商業化前、商業化というあらゆる段階での関連情報に関するものであるべきである(They (They はチェックポイントを指す) should be relevant to the utilization of genetic resources, or to the collection of relevant information at, *inter alia*, any stage of research, development, innovation, pre-commercialization or commercialization)」という条項がある。一見、チェックポイントはこれら全部をやらねばならない印象を与えるが、英語を見れば明らかのように should となっており、shall ではない。これは COP10 の行政官レベルでの交渉が決裂した時の草案を反映していると思えます。should は法的に拘束することを意味しないことに留意すべきです。だから、このパラグラフに過剰反応するべきでない、と考えます。

辻田係長 いまの炭田委員からのご意見について、前の項目のところでは、炭田委員からは、EU 案のように商業化の時点で、利用者から情報提出等を求めれば良いというようなご発言をいただいていたかと思いますが、最後の人までちゃんとその情報が伝わっているかどうかというのは、EU 案ですと、デューデリジェンスの中で次の人に情報を伝えるようにと規定をすることで、情報伝達を確保しているのだと思いますが、その点についてはどうお考えになられますか。

炭田委員 私の理解する限りでは、この点に関して EU でも議論があるようです。例えば、A 社-B 社-C 社というサプライチェーンを想定します。EU レギュレーション案の対象は遺伝資源の利用者(遺伝資源を利用して研究・開発の行為をする人)です。遺伝資源の利用者でなければ対象ではない。上のサプライチェーンで、A 社と C 社は遺伝資源の利用者であるが、B 社は単なる卸屋さんであって遺伝資源の利用者ではないとする。

すると、B 社は EU レギュレーションには縛られないから、A 社から B 社に遺伝資源がゆくときに情報提出がされても、B 社から C 社にゆくときにその情報が伝達されるとは限らない。現実のサプライチェーンははるかに複雑だから、上の確率はもっと高くなる。「EU レギュレーション案では、そのような場合どうするのか」という質問が EU 産業界から欧州委員会に出されていると聞いたことがあります。小生としては、さっき言いましたように、そもそも議定書第 17 条 1 項 (a)()は should であり、拘束力がないと解釈できることを強調したいと思います。

磯崎座長 ここの黒丸三つですが、三つとも学術研究に関連した書き方になっているのですが、学術研究ではなくて、商業利用そのもののときの何か黒丸として書くべきことという意見はないでしょうか。

寺田委員 先ほどと同じことになるのですが、結局育種段階というのは、先に言ったように、物になるかならないかわからなくて、非常に非金銭的な研究というか、先の見えないリスクな研究になってくるわけですね。そうしたものを、トレースするといっても、この間言ったように、扇のように一個のオリジナルの遺伝資源にいろんなものを掛け合わせて、子孫が鼠算的にどんどん広がっていくものです。そのほとんどが捨てられるわけですが、それを全部きちっと書いて報告するということは非常

に難しいので、やはり出口的に、最後に成功したものについて、これが成功しましたと報告するのみでよいと考えます。これを商業化しますとの決定を報告して、その商業化するものについて利益配分を行いますという程度で十分なのではないかと思われます。途中でどうだったかということになってきますと、それが非常に重要な企業秘密になるわけですね。何と掛け合わせて、こうした場合はだめだったとか、そういうような情報というのは外に絶対に出したくない情報なので、そういうものをクリアリングハウスに上げてしまって、皆さんが見るような状況にするということは、ちょっと考えられないことですので、出口的に成功例だけを示すということにさせていただきたいと思ひます。

磯崎座長 その出口的な、そこでやるときには、秘密情報は除いて、トレースがされているような形で情報が出るということですか。

寺田委員 結局、原産国というか提供国との契約では、多分1年ごとに育種状況とその後の計画を報告せよとか、そういう契約になると思うのですが、オリジナルの遺伝資源に、こちらが持っているトマトなどの食用の系統を掛け合わせて、今年こういうような有力なトマトと掛け合わせて、子孫がこれだけできましたとのデータ。その中で一番有力なものがこれですとのデータ。見込みの有無を評価して、今年有力なものはこの三つとか五つの子孫でしたとのデータ。つきましては、この子孫に、翌年また別のトマトを掛けてみて、やってみますとか、そういう程度のことだと思うのですね。何を掛けたら失敗したとか、そういう報告はしないと思うんですね。5年とか10年たったら、そういう育成成果が蓄積されて、それぞれの年次の成功例からさらに交配していったらどうだったという報告が出てくると思うのですが、それを全部提供国以外の人たちにオープンにするのは嫌なので、最後にオリジナルなものはこうで、こちらの交配に用いた品種の名前などの記載はなるべく避けて、オリジナルのものから成功例でできたものがこれでしたと報告のみでチェックポイントへの報告として、モニターとしては、問題ないと考えます。これについて売上の1%なり何なりをお支払いしますということで、利益配分の根拠としては十分に満たされており、それでよろしいのではないかと我々は思うのですけれども。

磯崎座長 どうでしょう。そのほかの業界で、商業利用で、いまのように入手段階と成功事例というか、商業化、その間で、いま寺田さんが触れたような形で、提供国や提供者を納得させることができるような、トレースも含めた情報が出せるのかどうかなんです。

小原委員 「トレース」という意味ですけども、これは原産国から物をもたらってきて、それをどう使っているかという内容なのか、例えば次に誰かに渡すとかという、そのことをトレースと言うのか。いま寺田委員がおっしゃったのは、僕がもってきて、どんな研究をしているかということ全体を全部返すという意味なんですか。

寺田委員 私がいま思っているのは、結局、CBDベースの相手国との契約からすると、PICの問題で利用者は第三者に譲渡できないので、誰に渡すかではなくて、どういう研究をしたかという成果を1年ごとに提供国に発表せざるを得ないと考えられることから、そういうようなことが、モニタリングというか、トレースに当たるのではないかと思うのですね。提供国には当然そのような報告書を出すのですが、それをクリアリングハウスというか、チェックポイントに上げて、世界中に公表するのとかいうのはまた別な話だとは思ひます。それをチェックポイントが必ずチェックしなければいけないということにするのであれば、チェックポイントのほうで、秘密の保持の義務を負っていただきたいと、そういうことです。

鈴木委員 伺いたいんですけども、ですからクリアリングハウスがある意味全部フルオープンにそのデータをということではなくて、特に商業化ですと、いまおっしゃったようなことがもちろん心配なわけですし、論文だって同じですよ。そうだとすると、むしろ、いま我々でも、例えば特許寄託、そ

れから特許の出願、あれを細部で共有しなきゃとって最初からオープンにする人はいないわけですから、こういう目的であれば、クリアリングはもちろん。原産国はそれを見る権利はあるでしょうけれども、守秘義務は当然かなりシビアにあって、まして、よその国やなんかには及ぶ話ではないと思います。だから、クリアリングハウスという、世界共通にもしそういうところがあったとすれば、それはかなり高いレベルでそういうものは保証してくれなければ、誰もデータを出せなくなるんじゃないかと思うんですけども。

小原委員 学術も同じことですから、やっていることを全部公表というか、提供者以外に提供するのだったら、それはちょっと話が違ふと思います。

炭田委員 便宜上、話を上流と下流に分類してみます。上流とは、提供国からの PIC 取得、および提供者と利用者間の MAT 締結の段階です。下流とは国内に遺伝資源が入ってから以降の流れとします。

他国の法令の域外適用という視点から、下流の扱いについて眺めてみます。そもそも主権国家の間では例外的な場合以外は他国の法令の域外適用はない。例外的な場合とは、両国間に相互乗り入れできるような共通点が必要なのではないか（相互に釣り合いのとれた措置が存在する、という意味）。自国だけが相手国から域外適用を受け入れ、相手国はそのようなことをしないのは公平でないからです。

例えば、提供国(特に途上国である提供国)が日本国内の学術研究に対して細部にわたって追跡するように域外適用を迫ってきた場合、「あなたの国ではどのような措置を取っているのか」と日本は問い返すべきです。通常、国際的な学術研究システムは途上国に対しても、先進国に対してもベネフィットです。だから、学術研究システムを機能不全にさせるような一方的な主張は、現実の世界が受け入れないのでないかと思います。

このような議論は、議定書が発効した後、締約国会議でどういう議論が起こるかを見定めてから、検討すればよいのではないかと、思います。

西澤委員 いま炭田さんが言われたことに沿っているのかどうか分かりませんが、化粧品の場合ですと、植物を抽出メーカーが買って、抽出物を化粧品メーカーに売ることがあるんですね。抽出メーカーも独自に化粧品用途なりを検討して、こういうような用途で使えるんじゃないかといって、紹介してくるわけですね。彼らも研究はするんですけど、ただ、抽出物を売っても大した金額にはならないと思っています。

それで、そもそも提供国が欲しいのは最終商品から出てくる利益ですね。そうすると、最初に入手したところ、抽出メーカーなりが結んだ契約がどうであろうと、提供国は最終ユーザーに要求してくると思うんですね。そもそも最初に抽出メーカーに、契約するとき、そういう条項を MAT に入れてあるはずだと思うんですね。だから、その MAT に従ってやればいいのであって、普通に考えたら、最終ユーザーが商品を発売するときにチェックを受ければいいとは思うんですけど、ただ、MAT がエキスメーカーのところで終わってれば、エキスメーカーが審査を受ければいいんじゃないかと思います。MAT の結び方次第だと思うんですね。

ただ、抽出メーカーのところで MAT を切っちゃうような提供国はないと思いますけど。

藤井委員 製薬産業で、わりとありそうな事例で考えてみますと、ある会社さんが、どこかの提供国から PIC、MAT を結んだ上で、その研究開発をして、その研究開発、例えばある特定の国だけ別の企業に任せるか、あるいは、事業そのものを別の企業に渡してしまうというようなことがあるかなとは思いますが、基本的には、何名かの方がおっしゃっていましたが、やっぱりもともとの MAT に非常に依存するのではないのかなと思います。

MAT にそれほど明確にされていないような場合であれば、一番最初の PIC、MAT を結んだ人から別

の会社なりに譲渡するときに、ここに絶対譲渡益が発生するわけですから、基本的には最初に PIC、MAT を結んだ人が、提供国側にその譲渡益から、あるいはロイヤリティかもしれませんが、そこから提供国側に利益配分をする。最終製品を、実際に商売している人は、中間の企業に対してロイヤリティを払っているわけですから、ここが直接提供国側に払うようなことはあまり考えなくてもいいというか、そういうことはあまりないような形の MAT を結んでいる会社と、事業を、ライセンスインするなり、事業を、譲渡を受けるといような形を、基本的には望ましい形として、そういうところでないとなかなかそういう契約は結ばないんじゃないのかなと思っています。

と同時に、その遺伝資源の出所に関する情報というのは、最終的に製品にする人は、場合によっては、医薬品の承認申請するとき、ある国によっては、その遺伝資源の出所の書類をつけないと、医薬品の承認に対して支障を来すような場合もあるということは当然想定されますから、必要な情報は、当然その契約を結ぶときに全て流れてくると思うんですけども、基本的には、最初に PIC、MAT を結んだ企業なりが、このトレーサビリティ等について、どこから持ってきたか、あるいは、どこの企業にその権利を譲渡したか、全て知っているはずですので、そこに委ねるといような形が可能であれば、我々としては一番望ましい形なのかなというふうに思っています。

浅間委員 私もいまの藤井委員の意見に賛成でして、私どもの漢方とか扱っている業界のほうで、遺伝子という形じゃないので非常にわかりづらいんですけど、最近は、原材料を直接買ってくるだけではなくて、例えば提供国から種苗を持ってきて、国内で栽培して増やすとか、そのカンントリーリスクの軽減とかという形の中で、こうやるケースがこれから増えていくはずなんです。こういったことをするときには、当然、いま議論している内容でやっていかなければならない。これを、例えば日本で増やした会社さんというのは、例えば次に原材料の卸さんにそれを卸す。その卸さんが、次の抽出屋さんに卸す。今度、抽出屋さんが最終製剤のところ卸すという形でサプライチェーンができていくわけですし、そうすると、当然その最後のところは、どういったものを使ったのかということがわかるかもしれませんが、遺伝資源の利用という観点で、誰がそれを提供国側に利益配分するかということ、やはり一番最初の増やしたところが一番の利用になると思いますので、ここが一番最初のところで PIC、MAT がきちんとされていて、というところが基本になると思います。

寺田委員 正当に遺伝資源を入れたところは、その話でいいと思うんですけど、問題は、ある特定の遺伝資源を利用していないにもかかわらず、提供国からバイオパイラシーを疑われた場合です。その場合に、私たちは違反はしていないという証明をどういうふうにするかということになってきますと、そういうトレースというか、モニタリングしていたというように形で、育成経過について説明して対処することになると思われます。我々でいえば、例えば提供国さんが、その国のある病気に強い植物を使わない限り、おたくの売っている、あるトマトの病気に強いものはつくれないはずだということでクレームが来たときに、いや違う、おたくのものは使っていないで、実はほかの国のあるものと、また別の国のあるものを掛け合わせたら同じような性質のものができたのだ、というようなことをしようとすると、育成経過というか、トレースをちゃんとしておいて、それで証明しなきゃいけないということが生じるわけですね。

そういう手間をどの程度かけるかということが、私どもにとっては頭の痛い問題ということになって、くると思われます。それでトレースという問題が、これから売ろうとする全ての新品種について発生するのではないかということなのです。そうした場合には、訴えられたというか、バイオパイラシーだと言われたときに、どの程度の情報を出したら許してもらえるのかというのが、かなり疑問だなということはあるのです。

鈴木委員 自分のほうは、ある意味、カルチャーコレクションという、先ほどの炭田さんのお話で言うと、利益を全然自分のところにつくり出さないで、右から左に行くようなところだという位置づけなのかもしれないのですが.....。

炭田委員 いやいや、分類学の研究をしている。

鈴木委員 研究ですと、今度そこで相手との、いわゆる共著になるとか、そういう非金銭的なものを考えなきゃいけないのですが、いまお話にあるような商業利用をするときのスタートになる段階で、相手側の国、提供国について言うと、政府機関の、まさに権限を持っているそこの議論がいまあるのですが、その材料を入手するに当たって、相手側が全く何にもそこにかかわってなくて、それでいきなり提供国側の資源がここにあるという状態というのは、果たして考えられるかどうかなんですけど、自分たちですと、パートナーが向こうにいて、現地で何かをする会社とそういうのをやって、その中でそれを国から許可を得たり、証明してもらって作業をするとかいうような形になるのが一番ありがたいかなと思うのですが、それとも、こういうようなシステムがしっかりできると、相手国と直接交渉して、それで自分たちが直接現地に乗り込んでとってきて、これをこれから使いますと、相手側の政府から認められれば次のステップに行くというのが、いまこの議論の前提になるのか。それとも、相手側にも一緒にかかわった人がいて、これがどこから出たということに対して、むしろそういう人がいたほうが、「一緒にやったじゃないか」という話と言える、提供国側の現場にかかわる人がいるほうが、こういう議論をしているときは自然なような気がするんですけども、そうすると利益配分がまた変わってくるかもしれないんですけど、現地のそういう人たちというのは、どこかにかかわった形で入ってくるのでしょうか。

つまり、出所の証明もありますけども、現地と、認可する政府だけを想定して進めていけばいいものかというのは、ちょっと、自分たちがいまそうじゃない形で、いろんなモデルケースでやっているものですから、ちょっと気になったんですけども。

磯崎座長 いままで出ている議論ですけれども、トレースの方法というので、これから先というのと、あるいは、中間的な場所において、そこでトレースするのか。この委員会の中の今日の意見もそうなのですが、最後のところでトレースバックができるかどうかで、それでカバーされるんじゃないかという意見が複数出ています。寺田さんからは、種苗業界だと何を使ってという記録が困難、あるいはそれがないので、それを考慮した形でという意見。ただ、それがどの程度まで、どこまで確実にという具体的な措置までは、この場での検討は難しいのですが、それを考慮したやり方でという意見です。あるいは西澤さんからも最後のところで、藤井さんからも同じような意見があり、トレースというときには、トレースバックして最初のところがわかれば良いのではないかと。それから藤井さんからは、あと寺田さんからも出たでしょうか、最初のアクセスのそのときの PIC と MAT、そこに責任を集中させるようなことで対応できる ですから、トレースバックして考えるときも、その最初のところに大きな責任があるという前提で考えればいいのではないかという意見が出ています。この 6 ページのまとめでは、学術研究だけだったのですが、いま、いくつかの業界からも同じような指摘が出されています。

西澤委員 最終的にというか、MAT をしっかり決めておくことが大事なのであって、最初の入り口のところなのか、最後まで及ぶのか、提供国の意図をよく聞いてというような、討論して合意できる MAT をつくっておくことが大事だと思うんですね。

あともう一つは、遺伝資源というか、遺伝情報を持ったもの、植物体というか、それだけに限られているのではなくて、その含有成分も対象になっているので、そのことを忘れちゃいけないと思うんですけど。派生物と言うとおかしくなっちゃいますけど、含有成分も対象だと思います。

炭田委員 いまの議論を座長がまとめられる場合には、そういうことが可能な分野と不可能な分野があるとしたらどうでしょうか。植物育種分野では寺田さんがずっと言っておられるように親をたぐっていても、小麦であれば一つの品種をとっても250くらい.....。

寺田委員 いやいや、何万の.....。

炭田委員 何万ですか。だから、そもそも、その分野は生物多様性条約になじまない。だから、それになじむ原則に基づいたITPGRFAが作られた。

結局は、そのような問題はなじむ原則に基づいた制度の下で解決するのが一番、合理的なのではないか。同じような問題がすべての国で起こるわけだから。

食品の場合はある程度の下流まで行ったら、各種の食品が混ざってしまい、どうしようもなくなるのではないか。そういう現実を踏まえて、議論してもどうしようもない部分は、現時点では突き詰め過ぎない方がよいと思います。

外務省 外務省ではなくて私個人としてのコメントなんですけれども、EUとかの制度を見た場合と、あと、条約の中の何がベネフィットかという議論と関係するんですけれども、多分マネタリー・ベネフィットの中にはリサーチ・ファンディングというのが入っておりまして、EUがコンプライアンスを求めるときに二つあって、一つは商業化に対してなんですけど、もう一つは、公共の研究資金を受給するとき、というのが入っております。この管理省といえば、ほかの文科省とかでしようけれども、国なりが公的な研究資金を供与するときというのは、これは国際条約に沿ったような形でこの対象が入手されているものというのはチェックする必要がある。EUはそういう観点からそういう提案をしているんじゃないかと思いますけれども、完全に商業化をされたときにチェックをするということではなく、公的な研究対象になっているものに対してどうするかということもあわせて検討をしていくということが、国際的な、少なくともEUとのパラレリズムの関係では必要かなというふうに思いました。

鈴木委員 さっきちょっと説明がおかしかったかもしれないんですが、やはり一番大事なのは、出所というか、一番スタートのところが、どこから出たか、これをどうやって明らかにというか、要するに証拠保全ではないんですけど、しておくかというか、それが全てで、私どものカルチャーコレクションも、ある意味橋渡しをして、自分が受け取ってから出すまでのところについては、自分たちの記録などがそれなりに使えると思うんですが、来るところから、出た先については、なかなか手も足も出なくて、特に来るところは、我々のところに来る寄託者が、いわゆる申告してきたものがデータとしてあるだけです。ですけども、そこが、例えばどここの国の人か、自分の原産国だと言って出してきたものと、それから、日本の人が別の国のものだと言って出してきたのでは全然違うわけですし、そういうところに対して、むしろ自分たちがいま何をできるかということが、このような議論の中で考えているところなんです。

磯崎座長 論点で、ほかに出ていたのでは、契約レベルでの確実性で、そのMATのレベルでの議論であって、ここは、今日の前半のところでも話題になっていたのですが、15条の1項で、契約の履行確保というところが生まれるのかというのと同じような、17条のモニタリングのところでは、MATの履行確保のところにもどの程度入るのかという論点もここに入っています。先ほどの意見の中では、MATのレベルであって、かかわらなくてもいいという意見もありましたけれども、ここはどうでしょうか。17条のモニタリングのところでは、MATの中身もモニタリングの対象に、という意見はこの中では...。特にその点では、ないですか。

炭田委員 ちょっと意味がわからないのでもう一回説明していただけないですか。

磯崎座長 15条との関連では、契約の中身まで確認という必要はないだろうという意見がありました。17条でのモニタリングのときに、その場合も契約という中身までは入る必要がないという意見はあったのですが、17条、モニタリングでは、契約の中身についてもモニタリングの対象にする必要があるという、反対の意見はないですかと聞いています。

外務省 先ほど15条で言ったときと結局同じことになってくるので、結局、提供国側の措置に比例して、我が国がどの辺ぐらまでやるのかというのを判断するというところに引っ張られてくると思うんですけど、ただ、17条の形で明らかにちょっと考えなければならないのは、17条の第1項(a)の()と()というのがありますので、やはり不履行の状況に対処するための措置というのは、通常のチェックポイントがする業務と、またあえてここで規定されているということは、非常に不履行の可能性が高いというものに対する情報収集のあり方というのは、通常のチェックポイントとする業務にプラスする形で考える必要はあるのかなというふうに考えております。そのことも含めて、全般的にどのような条項を、どういうシチュエーションに応じて要求していくのかということころは、ユーザーの負担と行政当局の現実的なリソースのアベイラビリティとあわせて検討をしていくことになるのかなと思います。

炭田委員 17条第1項(a)の()に、(チェックポイントが)情報を収集するか、届け出を受けるとあるわけですが、それはPIC、遺伝資源の出所、MAT締結等の関連した情報です。MATの締結を言っているのであって、MATの内容とは言っていない。しかも、17条第1項(a)の()全体は Designated checkpoints wouldであり、shallではない。Wouldの解釈について自国が裁量できる。

17条第1項(a)の()は、Each Party shallと書いてありますけども、一つは as appropriate という挿入があり、自国に裁量権がある。突出した措置であってはいけないし、コストベネフィットも配慮しないといけない。もう一つは、「指定されたチェックポイントの固有の性質に応じて depending on the particular characteristics of a designated checkpoint」とある。17条第1項(a)の()でチェックポイントの性質を決め、その決め次第によって、やりましようとなっている。

磯崎座長 正確な解釈論の話をして仕方がないのですが、解釈には幅があって、この委員会の役割は、要するにある程度幅があるその幅の中の、このあたり、この辺、そこを中心に、というような、そういうあり方の枠づけや方向づけということです。そういう解釈がある、あるいは、開発途上国からはそういう主張があるというときに、どこに焦点を絞るかを言えばいいと思います。ですから、それぞれの業界であったり、それぞれの観点から、幅は広いけど、ここを中心にと、そういう整理で、それで先ほども聞いたのですが、委員の中では、17条、モニタリングで契約そのものの中身についてという意見はほかになさそうなんですけど、ないですかと、さっき聞いたわけなんです。つまり、解釈の幅は広いけど、この委員会からは、ここの「含まない」という見解ばかりが聞こえてくるのですが、こっち側は、そういう幅が広いというのをわかった上でここに絞っている、そういう趣旨でいいですねと確認をしたわけです。

小原委員 ここは、そんなに幅が広いんでしょうか。逆質問ですけど、外務省としてはかなり幅が広いという解釈 解釈をやったってしょうがないんですけど、これはそんなに幅が広いとは思わないんですけど。

磯崎座長 ですから、いま外務省から指摘があったように、契約というところも含めて、17条の1項は解釈ができると。

小原委員 できないだろうと。

炭田委員 そのような解釈はできないと思います。我が国に裁量権があるのだから、委員の意見は国益の観点からも考慮すべきと言っているのです。相手国の法令がどうなるかわからない状況で、自国民

だけに予先に向けた規制を検討するという自虐的な発想に立っている。それは国益に反する、と言っているのです。多くの委員が「そのような解釈はできない」と言っているのだから、大勢は「そのような解釈はできない」という意見である、とすべきです。

辻田係長 解釈の点については、最初のほうで外務省さんからもお話がありましたとおり、ここで決められるものではなく、関係省庁でもいますぐ決められるようなものでもないですので、ここでの議論の対象にはあまりしないでいただきたい。ただし、国内措置として、どういう考え方であるべきかという点についてはご意見をいただければと思います。その点については、「ない」ということでしたので、それは承知しました。

小原委員 関連してですけど、座長が、解釈の幅があるときに、どこに落とそうかというふうにお話をされたんですが、私は、もし合意できるのだったら、いま国益とおっしゃったけど、明らかにどっちかに寄せるべきだと思いますけどね。それで突っ走って行って、努力をするというのが、基本スタンスですよ、正解だと思っておりますが。当然、提供国から見たら言いたいことはいっぱいあるのは決まっているわけだし、こちらも言いたいことがあるけど、その幅で、一番最後かどうか知りませんけれども、おのずから決まってくるのかなと思いました。

磯崎座長 そのほかはいかがですか。いいですか、ここは。

中澤補佐 議定書の解釈とはまた別にしてですけども、実際、遺伝資源を利用される方、PICを取って、MATを締結して、先ほど鈴木委員が、NITEは仲介役みたいな形をしていると。実際、取得したものを利用される方々が、その中身を知っておく必要があるかどうかという点についてはいかがでしょうか。

以前、小原委員からお聞きしたときには、MTAで情報を共有していると。先ほどの寺田委員の話ですと、表には出さないけど、企業の中ではそういった情報共有をしているというお話を伺って、その情報の共有という観点に関してはいかがでしょうか。

小原委員 学術の分野であれば、当然論文に発表しないとイケないわけですから、もらったときには、それがどこから来たかということは必ずやりとりではいたします。その詳しい点はもちろんいろいろありますけど、パスポート情報とおっしゃった意味では、それがないと危なくて使えない。それがどこまでたどれるかというのは、これは歴史的なこともありますから、微妙なものがたくさんございますけども、今後はこういうことをきちっと広めていけば、できることだと思います。

また、マテリアルというのは機関のものですから、機関から機関へ渡すときは、これは当然何らかのことをしないとイケないということになっていますので、そこはできるはずだと思います。

炭田委員 原則と実態との間にギャップがある、という例を申し上げます。私は10年以上前から、微生物カルチャーコレクションの関係者に、コレクションはCBD条約の原則にしたがったシステムにしないと将来、困りますよと、繰り返し言ってきました。

現実として、微生物分類学の研究者にとってはまず国際学会のルールがある。新しい細菌を見つけたら、新種として世界で認められるためには国際学会のルールに従った手続きを取らねばならない。論文を特定の学界誌に投稿する必要があるが、論文が受理されるためには誰もがアクセスできるカルチャーコレクション2カ所以上にその細菌を寄託せねばならない。今の世界ではCBD条約の原則に従って国内法令を整備している国の数が非常に少ないため、多くの途上国の研究者はPICまたは同等の手続きをとらず、国際学会ルールを優先して、外国のコレクションに菌を寄託するケースが多いと聞きます。

先進国のコレクションは条約の原則を知っているから、CBD原則に沿うようにコレクション運営システムを工夫している。しかしそれは完全ではない。寄託者が菌を送ってきたらそのシステムに基づい

て受け取る。

もし、あるコレクションが世界で突出して厳格に条約の原則を遵守したシステムを採用し、それに適合しない寄託を受け付けなかった途端に、そのコレクションには新種の菌は集まらなくなるだろう。例えば、日本のコレクションが世界に先駆けてそのような厳しいシステムを採用すれば、途上国の研究者はヨーロッパのコレクションに寄託するであろう。結果的には、日本のコレクションだけが衰退してゆく。

これが実態です。現実の世界では、原則と実態との間にまだギャップがある。日本で原則論だけを突出させれば、国際的に日本が衰退するだけの結果となる。法律家が法的な拡大解釈にこだわり、実態や国益を考えずに規制をしようとすれば、日本が崩れていく。したがって、国益と現実を踏まえ、相手の出方も見ながら、現実的に処するしかないと考えます。

鈴木委員 現実的に、いま、ここで新しく名古屋議定書というものに対して議論をしていますけども、我々、研究というのは昔から続いていて、それをストックできないで、いまからしばらく名古屋議定書が発効するまで新種の発表をやめましょうというわけにいかない状態です。

日本とヨーロッパとどういうふうに違っているかといっても、結局建前は変わってなくて、ヨーロッパも寄託する微生物を預けてくる人に、「あなたは生物多様性条約をちゃんと認識してやっていますか」、「イエス」にチェックさせている、その程度のことはやっているし、我々はもうちょっと違っていたのは、例えば日本の人が海外の菌を預けようとしたときに、「大丈夫ですか」ということの議論のもとで、できれば共同研究者の原産国の人からちゃんと預けてもらいましょうというのを議論して、やる。そうすると、結局いまの状態では、原産国の人から我々に預けてくるということは、原産国の人、自分の国の国内法に対する責任を持っているわけですね。ですから、その段階で預かっているということで、我々は「あなたの国のこの人が」ということも、告発できる、ではないですけど、「預けたんです」ということになる。それが国内法のない、いまの状態でする最大限のことだと思っています。

それで、いま実際こういう議定書と一般の、いわゆるそういう菌のやりとりの関係って何の違もなく、例えば日本の人が自分で有用な菌を見つけた。その菌に対して、ある物を生産する特許を取った。その後で、その菌を使った新種発表をしたいと思って我々に預けてきたときに、預かった菌を使って、分類学の研究をするのはいいんですけども、その菌を使ってその物をつくったら、いくら我々が預かっていたとしても、それは完全に特許侵害になりますよね。ですから、それは、いま名古屋議定書の原産国の権利というものが、その特許を出願して、うちに預けてきた人の権利と全く変わらないわけですね。

ですから、何を言いたいかというと、だから特別なことをしなくても、例えば我々がいま原産国に対してどんな責任をとらなきゃいけないかといったときには、彼らが、「日本のあの人が使っている微生物は、自分の国の菌を使っているんじゃないか」と言われたときに、我々はそれに対してきちんと責任を持って調べて、「なるほど。そのとおりです」、または、「そんなことありません。あの人は、追跡した結果、こういう生物を使っている、別の国のです。だから、あなたの言っていることは違います」と言って返せるか。それができれば全てオーケーなわけなので、そうすると、いま特別なことをしなくても、かなりのものはカバーできるんじゃないかと。つまり、我々が持っている知財だとか、そういう民法的な権利を守る形の中で、それを原産国に対しても適用してあげればいい話なんじゃないかと思うんですね。

だから、「あなた、外国の人だから日本に訴える権利ありません」という話ではなくて、むしろ我々は、その菌が入ったところから出て行ったところに対しての、誰々が、その原産国の人から預けた菌を確

かに預かって誰々さんに渡しました、というのは証明はできるけど、その後は、その会社の中で、企業・ユーザーの中で、どのような研究をしたかはわからないけど、確かにあんな特許を出していますね、あんな論文を出していますねというのにつながるというのは言えるし、また、我々が提供していない人がその菌を使って論文を出していたら、それは、うちじゃないところから、または、不法に手に入れたのかもしれないということに対しても説明ができるので、そういうふうに言われたくない人は、きちんとしたトレースを持ったものをちゃんと使わなければいけない、これで全てが解決するんじゃないかと思うんですけども。

ですから、いまできる範囲のことは我々はやっているつもりではあります。

ただし、いま二つありまして、一つは、分類学というのも一つの学問ですけども、それ以外でも、生物というのは一番、論文発表をした論文が正しいかどうかを追試できない社会で、化学や物理と違って、その材料がなければできない。だから論文は、あなたがそのデータを出したのは、その菌はちゃんと公的なところに預けなさいよと言っておかないと、論文が、全部うその微生物のことを書いて、うその生物の論文を書いても通っちゃうのが、むしろおかしいですよ。だから、それはちゃんと確保しなきゃいけないんですけど、その預けた菌をどこまで使っているか。だから、分類の比較はいいけれども、商業利用はだめだとか、そういう形をしっかりとさせる必要があるし、それは我々が今度、微生物のコレクションがユーザーに対する分譲のときのアグリーメントに、「これは研究にしか使いません」という言質はとって出しますけども、それ以上に、毎年何に使ったかのレポートは無理ですので、そこはしませんが、何かあったときには、そのアグリーメントで相手とはやりとりするしかないのかなと、そんなことで、それに対して多様性条約の話も、原産国をちゃんとどうこうしなさいということも書けるとは思います。

磯崎座長 現実に動いている制度で、おそらく名古屋議定書との関連でも役立つという指摘がありました。

6 ページの下の項目で、ほかはよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、7 ページの上の、一部寺田さんから既に関連した意見が出されていますが、それでは事務局のほうから。

辻田係長 ここでは、提供国から取得した遺伝資源とほかのものを掛け合わせるなどしてできた、少し違う状態の次の世代の遺伝資源について、どこまでを遵守の範囲とすべきかという論点になります。種苗との関係では、寺田委員から、ITPGR での扱いを参考にすべきというようなご意見をいただいておりますけれども、このほかに参考とできるような、国際的、または科学的な扱いの例などがございましたら、そうした例の紹介も含めてご意見をいただければ幸いです。

磯崎座長 いかがでしょうか。ここは、黒丸で三つ書かれています。これのもう少し別の観点から、あるいは、この黒い丸三つには含まれていないということがありましたら、ぜひお願いいたします。

小原委員 含まれていないわけではないんです。そもそもこの、他のものと掛け合わせてつくった遺伝資源というのは、遺伝資源ではあるけれども、この ABS の対象にするかどうかということは、国際的にも何も決まっていないというふうに私了解しているんですけど、それでよろしいですよ。

磯崎座長 対象にはなりません。

小原委員 対象になり得る。

磯崎座長 はい。

小原委員 だから、ここに、白丸の一番最初に、小幡先生の意見で、0.01%でも提供国の遺伝資源が

入っていれば、これは対象になる遺伝資源という解釈なんですか。この ABS の枠組みでは、そうなるんでしょうか。

磯崎座長 掛け合わせの場合だけではなくて、複数のものが最終商品に含まれているというときに、その場合でもそうなります。

小原委員 そうなるというのは、定義があるのですか。読みましたけれども、どこにも書いていないと思うんですけども。

磯崎座長 逆に、何分の 1 以下だったら対象にならないという書き方はされていませんので。

小原委員 学術研究としては、商業利用の前ですけども、これをちょっとでも入っておれば、となってくれば、莫大なものが対象になりますので、先ほどのトレースも含めて……。

磯崎座長 だから、現実的にモニタリングをするときにどうするかが、いまここで議論になるわけです。

小原委員 はい。だから、逆に、一応確認として、ほんの 0.01% 残っていたら、それは対象だと座長がおっしゃったけど、それはどこにも書かれていないと思うのですが。書かれていないからそうじゃないと言い張ってよろしいんでしょうか。書かれていないから、それはもう対象外だと。提供国で採集したそのもの、あるいは、その直接の子孫は当然対象ですけども、それに少しでも手が入れば、もう対象外だというふうに言い張ることは不可能でしょうか。

磯崎座長 言い張って通ればいいですけども。

小原委員 そうすると、常識的には、次に来るのは知財のことになるんですよね。何%かの工夫が入れば、これは新しいオリジナルだと認めるということがたくさんあって、数量的にちょっとい言えませんが、その辺が一つの目安かなというのは、学術の分野では考えております。

磯崎座長 ですから、そういうところを含めて、利用国として日本がモニタリングを考えるときに、現実的なやり方というのがどうなのかという、それをここで議論をすればいいわけです。

寺田委員 先に言っていますけど、ITPGR-FA のほうでは第三者への移転の直前にのみ報告するということになっているので、非常にシンプルにモニタリングというか、トレースができることになっているわけですね。市販までは、例えばさっき言ったように、第三者に渡すときには、パスポートデータと一緒に渡しますので、それによって、こういうモニタリングというのは確保できるわけですね。問題は、市販品種になったときに、困難とのことです。契約書なしに、売ってしまうわけですから、それを相手先がどう使うかわからない。研究者に限定して売るわけではないので、育種などの研究目的に利用される可能性は比較的低いと考えられます。大抵の場合は、収穫物を食べるだとか、つくって栽培して収穫物を売るとかという人に売るわけですね。それを種苗店さん等から売るわけですけど、そういうところのときに、種苗店さんにこういうようなパスポートデータを、A4 何ページかみたいなデータをつけて必ずお客さんに売りなさいとすることは困難と考えられます。お客さんも必ずそれを読んで、自分が育種するときには、それを守って行いなさいなどということは、現実的にはできないと思うのですね。

ですから、市販品種に至る前の中間段階までは ITPGR の方式でモニターも可能であり、中間段階もあまり複雑なことをモニターしないで、市販の直前の出口段階でチェックポイントに簡便なものを報告することで最終的なものではできると思うのですけども、あまりに緻密なモニター方法を規定してしまうと、現実的には不可能になってしまうということをご理解いただきたいと思います。

磯崎座長 いまのは、白丸の三つ目で触れていることですね。

辻田係長 小原委員からのご質問に関して、何代先まで議定書の対象になり、何代先から対象外になるのかということとはちょっと言いにくいように思います。最初に結んだ MAT の内容がどうかにもかか

わってくると思います。一方で、その MAT の内容については、国で見るべきではないというご意見もある中で、例えば目安として何代先ぐらゐで見れば科学的な慣例等に照らして適切であるとか、そういったご意見があればいただきたいと思った次第です。

小原委員 それは無理だと思います。何代からとか、何%だからどうというのは、先ほどの議論で既に、非商業利用の場合、学術研究の場合は、モニタリングというのは商業化まではむしろいいのではないかとありましたから、この議論は、あまり議論してもしょうがないと思うんですが、寺田委員がおっしゃったような、商業化の場合でも、結構これは中間物がいっぱい出るというのは、どうするんですかね。ベネフィットに関しては、0.01%でも入っておれば、これはその分権利があるので、分け前方というのは可能だと思うんですが、そうするとモニタリングを、分け前以前に、その作業自身が滞ってしまって、物が生まれないという可能性もあるので、そこはどうしたらいいのかな、適切なあれがあると.....。

寺田委員 新品種の作出に、10年ぐらゐかけて、もとのオリジナルの遺伝資源に、何世代も別の植物を交配しているわけですね。ですから、血の濃さからいうと、10年後といたら、それこそ本当に全体の遺伝子構成の0.001%とか、そういうような計算になるかもしれないのです。それでも我々としては、もともとのオリジナルの持っていた病気に強いとかというものが子孫に伝わっていれば、それで有効なわけです。その形質が重要なわけであって、ほかのところはむしろまずくなるとか、見ばえが悪くなるとか、都合の悪い遺伝子になってしまうので、悪い遺伝子も含めて、25%以上か以下かと議論をしても無駄なわけです。商業的な利用としては、ある一個の遺伝子があればいいわけなので、それで言うと、オリジナルの遺伝資源からの血が薄まろうが薄まらなからうが、我々が欲しい形質が新品種に残っていればいいということになるのです。

それで、先ほどから述べているように、最終的に10年後か何かにその遺伝子が残っていて、かつ、おいしいトマトや何かができれば、それについて利益配分はいたしましようというような、シンプルなものでいいのではないかとと思うのですね。それについて、一々計算をして、それがもとの血筋から言って10分の1なのか5分の1なのかとか、そういうことで貢献度などを計算し直すという必要はないと思うのです。

炭田委員 これまで国内遵守措置に焦点を当てて議論をしていますが、国内遵守措置だけですべてを解決できるとは、到底、考えられない。何度か申し上げましたが、国内遵守措置とアクセス円滑化等の支援措置との両方を併せて実施することにより問題が解決できる。それが最も実際的だと思います。

日本は世界のあらゆる国の遺伝資源を均等に利用しているのではなく、相手国は地域的に大きく偏在している。例えば、バイオ産業の分野では海外遺伝資源の70~80%は東南アジア及び東アジア産だと認識しています。アフリカとか中南米を由来の比率は私が知っている限り、非常に低い。

支援措置の話に戻りますが、日本にとって重要な国(特にアジア諸国)と日本が二国間であるいは二機関間でPICとMATに基づいた実際的な手続きを作っておけば、議定書に基づいた円滑な資源利用が可能になる。それを可能にするために支援措置が重要な役割を果たすのです。国内遵守措置と支援措置と組み合わせて、日本にとって重要な国と戦略的なパイプをつくるのが今後の方向だと考えます。

丸山委員 遺伝資源は、これは定義になってしまうのかもしれないんですけども、やはり質的な問題なのか量的な問題なのか、先ほど寺田さんもおっしゃっていましたが、遺伝資源というものを考えるときに、これは、どちらかという、何%入っているかというのではなくて、質的なものではないかなと思います。たとえ0.01%でも、それが入ることによって形質が大きく変わるといのであれば、非常に有用なものですし、50%入れかわっても何も起こらないんだったら、その遺伝子というのは結局商

業的に見て価値のないもの、利益配分するための利益を生み出すものではありませんので、意味がないのではないかと思うので、私はやはりこれは質的な問題なのではないかなというふうに思います。

それから、ちょっと先ほど言いそびれたので、中澤課長補佐から情報共有という話があったのですが、私が言っていることは当たっているかどうかわかりませんが、企業の研究活動において、いま言ったようなことも含めて、情報というのは、基本的に企業の中へとどめておいて、権利化する、あるいは製品化するまで置いておくものなので、なるべくこういったものというのは外に出ていかないほうが望ましいというふうに考えております。

磯崎座長 そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

磯崎座長 ここは、前にもちょっと指摘をしたところなんですけど、あるいは、小原先生かな、三つ目の黒丸で指摘されていることも同じなんですけれども、UPOV 条約や、日本の種苗法で考えられているやり方ですね、いわゆる新品種開発をして、新品種という、そこからまた始まるというような考え方があるわけですが、それらの制度と、それから名古屋議定書のもとのモニタリングを、どのように整合性をとるかという問題も実は抱えています。

その際ですが、これもほかの項目で何度も同じような意見が出ていますけれども、現行でこういうシステムがあって、その中でモニタリングに該当するようなことができていますので、現行の制度でカバーするというのが一つと、それからもう一つは、それではだめなときに、自主的な業界のルールであったり、そのようなもので変えることができるかどうかというような、そのような指摘がされていますが、ここでも同じような形で整理ができるのではないかと思います、特にいま私が触れたことで何か追加的に発言があれば。

(なし)

磯崎座長 よろしいですか。

寺田さんの、さっき発言した白丸の三つ目の事柄もいまのことと関係してきます。市販品種で、マーケットで普通に販売されているものを買ってきて新品種開発ができるというやり方が現在はとられているのですが、それとの関係でどうするかというのも検討すべき課題としては残ります。

7ページのここはよろしいですか。

小原委員 変なことを言っちゃいましたけれども、ここに書いてあるとおりで、何%がどうこうということは言えないと思います。むしろ、非商業のところは、商業化の前までは、基本的にモニタリングというのは最小限にするという形でもし担保されるんだとしたら、ここは、それはあまり議論はないだろうと。あとは契約によってということにしかならないのかなと思いました。

磯崎座長 そうしましたら、その下、3、4行ですが、感染症の場合の手続の簡便化。要するに、モニタリングのときに、こういう緊急時には別の、ということですが、辻田さん。

辻田係長 ここに書いておりますご意見は、前の適用範囲の論点で病原体の扱いについてご議論いただいたときにいただいたご意見になります。例えば感染症が蔓延するようなおそれがある緊急時には、早急にワクチンなどを開発する必要があるので、そういう場合には遵守措置の手続を簡便化するべきというご意見をいただいていたのですが、これに関して、どういった事態を緊急事態と考えるべきかということですか、簡便な手続というのはどういうものであればいいのか、という点についてご意見をいただければと思います。

磯崎座長 ここは黒丸が一つだけですが、これに関連して、いかがでしょうか。

藤井委員 まず最初のご質問で、緊急性というのは非常に難しいご質問で、どう答えようかなと思っ

たんですけど、典型的には、例えば WHO あたりでパンデミックの宣言をするようなものは、絶対間違いなく緊急性扱いにして問題ないだろうと思いますけども、でも、それだけじゃないとは思いますが。正直言って、ここで線を引っ張れるというような何か目安をいま持っているのかということ、私自身は必ずしもないんですけど、逆に、例えば WHO とか、あるいは日本では厚労省、そのあたりの判断基準を使えばいいのかなと思います。

あと、簡便な手続、これも、そもそもいまの状況だと、日本の手続ってそんなに負荷かからないのかなというふうに期待もしているので、そういう意味では、日本の国内のことだけ考えたら、実はそんなに変える必要ないのかなという感じも一方ではしています。

一つ、例えば、実際に我々が病原体を研究のために日本に持ち込んだときに、事後報告的なのもオーケーとか、そんなのならあり得るのかなという感じはしています。

あとは、問題は、本当を言うとこれはここでの議論じゃないのかもしれないかもしれませんが、提供国側がすんなり出してくれるような、やっぱり国際的な枠組みはぜひ必要かなとは一方で本当に感じているところです。なかなか利益が自分の国に入ってくるという保証がないと出たがらないというような傾向はやっぱりありますので、すみません、ここでの議論ではないでしょうけども、一方でそういう国際的な枠組みというのは必要かなというふうに感じているところです。

鈴木委員 いまみたいなケースですと、やっぱり多様性条約、名古屋議定書というのは存在するわけですから、むしろ何かあってからじゃなくて、例のインドネシアの鳥インフルエンザみたいな、ああいうケースを想定すれば、例えばインドネシアとか、そういう国と事前に、そういうときには日本も協力するから、そういうときのやりとりというのを前提とした、何かそういう協定みたいなものがあるといいし、それはパイでなくてマルチでもいいと思いますけども、そういうのが事前にあればいいんじゃないかと思います。

炭田委員 生物多様性条約や名古屋議定書のみならず、WHO、WIPO、国連海洋法条約等でも遺伝資源に関する議論がされている。今後は、日本の生物資源に関する国際戦略を議論するために各種産業セクターや学界の委員で構成される常設委員会を設置すべきだと思います。日本の国際交渉団はそれを踏まえて国際交渉に臨むというメカニズムをつくるべきだと思います。

日本の行政官は大体 2 年くらいで異動するから、専門性や継続性を補完する機能が必要となる。そういう常設委員会をベースに国際交渉で国益を反映させることをサポートするべきです。

磯崎座長 そのほか、この関係ではいかがですか。

いま藤井さんから指摘がありました。ここに書いてあることのほかでは、緊急性の判断では WHO

ただ、WHO は世界全体なので、日本の伝染病予防法など何かそういうレベルのものも基準としては考えられる。それから、「簡便な」ということとの関連では、事後という、必要な情報とか手続とかについて、事後に尽くすということも考えられるという、そのような指摘がありました。

小原委員 確認ですけど、これはモニタリングというコンテキストではありますが、これは国内措置に関してこの黒丸が書いてあるというふうに理解しますが、そういうことですか。

中澤補佐 はい。

小原委員 国内措置というのは、私の理解では、PIC を取って、MAT を交わして持ってきたら、届出はもちろん要るけども、許可は要らないわけですね、研究とか開発をやることについては、

中澤補佐 はい。

小原委員 だから、ここは、「ヒトに対する病原体の利用にかかわる手続き」というのは、手続というのはやっていいかどうかというのはまた別のところなので、ちょっとここに置いてある意味が判然と

しないのですけども。

先ほどの議論は、むしろ提供国が第 8 条なんかをもとにして迅速に提供してくださいということはあると思うんですけど。ちょっと議論項目の議論で申し訳ないですが。

炭田委員 「国内措置」と言うときに 2 種類の意味があります。一つは国内遵守措置。それは相手国の国内法令を遵守するための措置です。もう一つは、議定書等を踏まえて我が国の利用者が円滑に海外遺伝資源にアクセスできることを支援する措置(支援措置)です。感染症の「特に緊急時に迅速に対応できるようにしておく」ためには支援措置として行うことが出来るのではないか。

辻田係長 小原委員からのご意見のここに置いていた意味についてですが、例えば届け出ということをおっしゃられました。仮に国内措置で、その病原体を使う前に届け出をしてくださいということにしていた場合に、しかしいまは緊急時なので事前に届け出等をしていると薬の研究開発が遅れるだとか、そういった障壁になるような可能性がある場合には手続を簡便化してくださいというようなご意見でしたので.....。

小原委員 はい、よくわかります。私が聞いているのは、届け出というのは、この ABS の枠組みでの届け出と、これを使って研究をするというのは、別の届け出があるかもしれませんよね。そういう意味なんですけど。ここにあることに別に文句を言っているわけでは全くなくて。

磯崎座長 そうしたことなのですが、つまり、薬事法とか、医学関係の手続の話ではなくて、さっきからも議論に出ていたように、例えば製薬プロセスの一番最後の商業化のところで、モニタリングのポイントとして考えられますねというのが話にありますよね。そのときに、モニタリング対象で情報提供だったり、あるいは、さっきのトレースに関することだったり、いろんなことが考えられますが、その情報提供や何かが後でもいいという。「事後で」というのはそういうことです。あるいは、「簡便な」というのは.....。

小原委員 はい、わかりました。逆に ABS のことだと、PIC を取って、MAT を締結しても、届け出をしないと研究開発をしてはいけないということですか。

磯崎座長 その話では.....。

小原委員 そんなことないでしょう。だったら、この簡便も何も、届け出は当然しないといけないわけですけども、ここで何か簡便にするという方策があるんですか。このこと自身に何も文句言っているつもりないんですけど、なぜここにあるのかが、いまいち私はわからないのです。

炭田委員 遺伝資源利用者を規制する遵守措置のみではなく、円滑な遺伝資源利用を進めるための支援措置も必要ですね。

小原委員 ちょっとわからないけど、あまり本質的なことじゃないような気がしますので。

磯崎座長 ですから、いわゆる薬の面とか医療の面でのそうした手続だったり、それにかかわる研究の手続の話ではなくて、モニタリングをもし行うとき、そのときに、ほかと比べて、あるいは、先ほどのように製薬関連でも製品化のときにトレースできるような情報は出してもいいというような、そのときに、同じ製薬の話ですが、緊急時のときには、その手続、あるいは出すべき情報などの条件や内容を簡便にするとか、それから、さきほどのように、事前ではなくて事後でいいとかという、そこだけの話です。

小原委員 了解しました。

磯崎座長 この感染症、緊急事態のところ、ほかにはよろしいですか。

(はい)

磯崎座長 そうしたら、その次の項目なんですけど、これもいままで何度かは出てきているんですけど

ども、秘密情報ですね。これは今日も、企業の観点からすると、途中で情報を出せるということはないというような指摘もありました。

それでは、辻田さん。

辻田係長 「利用者から収集する情報は、必要最小限のものとし、秘密の情報については保護」という項目のところでは、これまで、いま述べました項目名のとおりのご意見をいただいてきました。チェックポイントで扱う情報については、国内措置にどういふことを期待するのかという点とも関係してくるようになります。例えば、謂われのない非難に対する擁護を国内措置において求めるのであれば、その対応に必要な情報を提供いただく必要が生じることもあり得ると思います。また、そうした場合に提供いただいた秘密に当たるような情報の取り扱いについてもあわせて考えなければいけないと思います。こうした観点も踏まえて、これまでに出していないご意見がございましたら、いただければと思います。

磯崎座長 どうぞ。

炭田委員 私、質問です。先ほど、「謂われのない云々」のところをもう一回ご説明していただけますか。

辻田係長 これまでのご意見で、国内措置の中で、利用者が謂われのない非難を他国側から受けた場合に、その批判についての正当な判断をして、謂われがないことが確認されれば、その利用者を擁護するようなことも考えてほしいというようなものもあったかと思えます。仮に国内措置でそのような利用者の擁護をするのであれば、プラスアルファの情報提供をしていただかないと、おそらく、その批判が謂われのないものなのか、実態としてその批判のとおりなのかということの判断がつかないように思います。もし国内措置についてそういう機能を求めるのであれば、提出いただく情報の種類も変わってくるのかなと思い、申し上げました。

炭田委員 「謂われのない云々」で意見を申し上げたことがありますのでご説明します。

第一点は、チェックポイント当局は ABS-CH に公開される他国の ABS 国内法令を常時に把握しているという基礎的な能力を持たねばならない。これは他国からクレームをつけてきた場合に、正当な主張か、謂われのないものか判断できる基礎になります。

第二点は、まず、クレームをつけてきた相手国にたいし能動的に情報を要求してその主張の事実関係を確認すべきです。相手国に正当な根拠があると思われる場合には、国内の当事者から事情を聴取し事実関係を確認すべきです。

第三点は、NGO がメディアを使って企業を批難することが時々起るが、このような場合にチェックポイントは動くべきでない。

吉田委員 この情報提供を最小限というのは、これは PIC が取得されて、MAT が結ばれているというところまでで、義務はそこまでだということは明白なので、そこからプラスアルファというか、もうちょっと詳しくちゃんと報告するのかどうか、それがどういうメリットがあるかどうかという話の中で、謂われのない非難があったときに、それに対処できるのではないかというところでいま説明があったのではないかと思うんですけども、それについては、確かに、いくらでも難癖をつければつけられちゃうので、届けたからといって、守ってもらえないんじゃないかとか、いろいろあるかと思うんですけども、私はちょっと別の視点なんですけれども、MAT の中身まで必要なんじゃないかという話もありますけれども、私は、このベネフィットシェアリングがうまくいった例とか、こういうふうにとってもっといい方向にいくとか、そういったものを積み上げて制度自体をよくしていく必要があるので、そういった視点から、企業秘密とか、そういったものは公開にしないことを条件で、ちゃんとチェックポイ

ントには、中身も含め、届けておくと。それをちゃんと制度をよくしていく方向で使うという、そういう意味では重要なのではないか。もしかしたら、そういう謂われのない非難があったときに、それが役に立つかもしれませんが、そのためだけではないとは思っています。そういう意見です。

寺田委員 先ほど述べたことと重なるのですが、種苗関係であれば、先ほど言ったように、中間的な育種段階のことは発表したくないわけですね。それであるので、なるべくそういうことは避けて、最終的に商品になるものの情報というものと、あとは、17条の3.でしたか、遵守の証明書に載せるべき項目というのがいくつかあって、(a)~(i)までの報告義務のあるような項目がありますけど、そのような情報だけで済むということであれば、それはそれでいいとは思っていますけれども、先ほど言ったように、オリジナルの遺伝子そのものではなくて、子孫のことを考えると、この17条の3.に示された遵守の証明書の情報だけではオリジナルの遺伝資源と子孫である新品種との関係がわからないので、必ず、育成経過みたいな、どういうふうな流れでオリジナルのものから市販の品種までつながったのかというようなことが必要になるわけですね。それがあって初めて、提供国なり何なりクレームがあったときに、こういう流れになっているので、おたくの遺伝資源は使っていませんということになるわけですが、それを全部の新品種についてチェックポイントに報告しておくのかということですね。報告しておく、チェックポイントがサービスとして守ってくださるということになるのでしょうか。あるいは、チェックポイントへの報告義務は課されずに、自己責任として、そういうことで提供国のほうからバイオパイラシーだという主張があったときには、企業でそういう情報を持っておいて、自分で対応を図るということで、チェックポイントへの義務を情報を最小限に抑えておくという、その二つの方向があると思うのですが、いまの状況では、なるべく最小限にさせていただいて、自己責任で、バイオパイラシーと言われたときには自分で育成経過のデータを出して、自分で守るという方向のほうが、全部の新品種についてのデータをチェックポイントさんに渡しておくというよりは効率的なのではないのかなと、私は思います。

炭田委員 情報開示のことについて申し上げます。チェックポイントは、ビジネス上の秘密情報の開示を強要してはならない。それから、ABS-CHに公開されている情報以上の情報開示を求めるべきではない、と考えます。

相手国がPIC申請を受理し、審査の結果PICを付与したときに、ABS-CHで国際的に認められた証明書を公開しますから、そのときに情報開示がされます。だから、それ以上の開示を求めるべきではない、ということです。

同じセクションで、一番下の白丸は私の発言したところなので読んでいきます。「EUでは、権限ある当局が欧州委員会を通してABSクリアリングハウスに報告を行うのは2年に1回と頻度が低いように見える。これは提供国が議定書に従い、PIC発出の度毎にABS-CHに情報公開をするから利用国側(EU側)が同じことを繰り返す必要はないためと考えられる」。この文尾に「これを日本の国内措置に取り入れるべきである」という文章を追加して下さい。そして白丸を黒丸に変えてください。

この論点は別のところに移動したほうがよいかもしれませんが、それはまた別のときに考えます。

磯崎座長 そうですね、確かにこの場所より別の場所かもしれないですね。報告の頻度の話なので、その点もチェックしておいてください。

そのほかどうですか、この情報の観点で。

二つの論点というか観点があって、いま炭田さんがまとめたように、必要最小限が、クリアリングハウスの情報などのかかわりで決められるだろうということと、それからもう一つが、前半で少し議論になった、謂われのない非難をされたときに何か、ということです。これについては何人から、それ

に答えられるようにあらかじめ使えるような情報を全部出しておくという必要はないのではないか。寺田さんから、自己責任でカバーすればいいので、そこまでの必要はないだろう。あるいは、何か問題になったときに、個別に必要ながあれば対応するというので、モニタリングの中で一般的に謂われのない非難を受けたときに助けることができるようなレベルまで情報を集めなくてもいいのではないか、という意見のほうが多かったように思います。

外務省 いまの議論で、特に炭田さんに確認をさせていただきたいのですけれども、謂われのない非難というのは、おそらく 15 条 3. で想定するような、例えば日本の中の利用者が提供国の法令を遵守していないと。何とかしてくれ、というときだと思えますけれども、そういうことに対して、日本政府としてきちんと利用者を守るという観点から、必要な情報を収集する場合ということについては、MAT どおりに遵守しているのかどうかということまで議論をある程度する必要のある場合が出てくるのだと思えますけれども、そのような場合であっても、MAT を締結しているというところを超えて、チェックポイントというのは情報を入手すべきではないと考えているのか、すべからく、先ほど磯崎さんから言われたように、最初のチェックポイントの最初の情報収集として、細かいところまでやる必要はないけれども、必要に応じれば、場合によってはもうちょっと細かい情報を入手する必要があると考えているのか、どちらなのかというのを、ちょっとお考えを聞かせていただければと思います。

炭田委員 ご趣旨を理解できたかどうかわかりませんが、まず、1 ページの一番上の項目の下で、「バイオパイラシー等の謂われのない非難を防止」というのがあります。「謂われのない」という言葉の意味を広辞苑で引いてみたところ、「正当な理由とか根拠のない非難」が「謂われのない非難」だと理解しました。

企業が NGO 等によって謂われのない非難(正当な理由も根拠もない非難)をされたときに、霞が関へ駆け込んで行って「助けてくれ」とは言わないでしょう。謂われのない非難ならば、普通は黙っているでしょうね。企業が反駁すると、謂われのない非難をした NGO 等がまたそれにまた反駁して、情報が飛び交う。謂われのないのに何か情報が飛び交っていけば、謂われがあるのかなと普通の人があるから、そもそもそういうことに対しては反応しない場合が多いと思いますね。

謂われのない非難をされては困らないように初めからもっと政府に情報を知らせておく、ということはいま一般的に行われぬように思いますね。

外務省 私が聞いたのは、最初からではないということではわかるのですけれども、そこで相談をする段に至ったときには、ある程度細かい情報というのをシェアしなければ、日本国の政府としても動けないと思えますけれども、その場合は、ある程度利用者が提供国側の法令に基づいて遵守しているかどうかということの情報が必要になってくるのではないかと思えますね。その場合は、チェックポイントというのは、形式的な側面ではないところについても情報を入手するという場合もあり得るのではないかとこのように思うので、そこについて、そういったある程度遵守についての疑いが寄せられている場合とかということについては、チェックポイントはそういう情報を入手することも必要なのではないかとこのように思いますが、それについて、ビジネスを所管している炭田さんについては、そういう場合については、むしろ政府からきちんと、ちゃんと適法にやっているということをおっしゃっていただく必要もあるんじゃないかと思うので、そこについてのお考えをお聞かせ願いたいです。

炭田委員 経済産業省とバイオインダストリー協会の作成した「アクセスの手引」という ABS ガイドラインがあります。これはもう 8 年以上前から ABS の普及啓発に活用しています。このガイドラインに従っているにもかかわらず、どこかの国が企業に難癖をつけてきた場合は、経産省が外交ルートを通して何らかのことはする。ただし、このガイドラインに従っていないのであればそれはその当事者の責任

である、と当時の担当官が公開の場で説明しました。

謂われのない非難が出てきた時に、チェックポイントと企業とがどうするかは、何かが起こった時の話ですね。その時は当事者の企業は日本の当局と臨機応変な対応をしたいと思います。しかし、通常なら起こり得ないようなことに関して、企業がチェックポイントと対策を考えることはしないと思います。

寺田委員 種苗産業の場合は大企業が大多数を占める状態ではないので、非常に家族的な、少人数でやっている場合も多いわけですね。そのために突然にどこかの国からバイオパイラシーだとかと訴えられた場合には、育成者は法務部もなく、経験もないので、大いにパニックになるという可能性が非常にあるわけですね。そうしたときに、相談をできる場所が何処にもないとなると、とんでもない行動をするかもしれないので、やはり相談先というか、例えば先ほど言ったように、品種登録なんかの場合だったら、種苗管理センターというところに相談できるのですけども、そういうような相談先に相談できることが必要と考えます。この場合、この相談先が、こういうデータはありませんかとか、バイオパイラシーの疑いをかけられた方にこちらからむしろ聞いてあげる、みたいなことをしないと、自主的に必要な情報が出てくることは難しいと思われま。実際どうなのかということは、CBDや名古屋議定書をよく理解した相談先が根掘り葉掘りこちらから聞かないとわからないと思うのですね。そういうようなシステムは、国内法をつくる以前に何とか考えておかないと、実際にはとんでもないことになると思います。

炭田委員 バイオインダストリー協会に経済産業省事業の一環として「ABS相談窓口」があります。相談受付数は2005年から現時点までの累計が450～500件ぐらいです。相談は無料で守秘義務を負って受付けます。相談窓口の連絡先は2カ所(バイオインダストリー協会と経済産業省)あります。経済産業省担当官も当然、守秘義務を負います。ほとんどの場合、相談者はバイオインダストリー協会の連絡先にコンタクトされるようです。相談者が経済産業省窓口コンタクトされた場合も、たいていの場合、バイオインダストリー協会に回されて来ます。

相談窓口で企業秘密の開示を要求することは全くありません。我々が守秘義務を負っていることを伝えた上で、「情報の開示の度合いが多ければ多いほど我々も具体的な状況を理解しやすいから、役立つ助言ができるかもしれない。しかし、何をどの程度、開示するかは、全くあなたの自由です。」と明示的に言います。企業から行政官への情報開示の有無については、そもそも行政官が具体的な相談に関与することは極めて少ない、というのが実態です。それは、相談窓口のような個別で具体的な業務は、継続性と専門性のある別組織が担当するほうが実効性があるからだと考えます。

外務省 寺田さんの話に引き続いてなんですけれども、いまの寺田さんの話を見ると、場合によっては、国であるか、JBAみたいな団体かということはあるけれども、間に入って細かい話をするために、場合によっては形式的な要件じゃない情報を入手するということが望ましい場合もあるという、そういうことではないのかと思うので、そこをなぜそういうふうに言っているかということ、EUとかのドラフトを見ても、EUがやっているユーザーのコンプライアンスのチェックについても、形式的なリスクベースでやる。リスクベースというのは、おそらく統計学法に基づいた無作為な抽出でチェックするものと、あと、ノンコンプライアンスが疑わしい場合とか、提供国のほうからコンサーンを申し立てられている場合には、別途必要な情報を入手できるという規定があったりするので、やはりそこは、炭田さんが言うように、本当に一々細かいところまで全て入手するということというのは不要だと思うのですけれども、ケース・バイ・ケースで対応できるようにしておくほうが、かえってユーザーの利益のほうにつながるのかなというふうに、私、外務省の立場ではなくて個人としては思うので、その辺も含めて、チェックポイントのあり方というのを議論していく必要があるのではないかと思います。

磯崎座長 先ほどからの議論に加えて、個別の、あるいは特定の問題が起きたときそれに対してということで、二つ考え方が出されています。一つは、自己責任で、ただし、自己責任とはいっても、相談してもらおうというので、企業側から要望があったときに、ちゃんと懇切丁寧に応えられるような、行政に限らずですが、相談窓口ですね。それから、何らかのきっかけ、提供国サイドからの要望があったり、何らかの要望に応える形でチェックポイントが、通常のレベル以上の、より詳細な情報を入手するというメカニズム、それも含まれていいのではないかという指摘がありました。

そのほかはどうでしょうか。

(なし)

磯崎座長 よろしいですか。

ここは原則として最小限の情報、商業機密は含まない。ただし、「謂われのない」という、括弧つきの、そういう状態に応えるため、あるいは、何らかの働きかけが提供国サイドから法令違反ということであった場合、それに対応するメカニズム、その辺を含めるというのがここまでの整理です。

そうしましたら、その次ですが、7ページが一番下です。項目という点では、特許、医薬品などの審査とのかかわりです。それでは、辻田さん。

辻田係長 これまでに、特許や医薬品の承認審査などに影響を及ぼさない方法でモニタリングをするように、というようなご意見をいただいておりますが、こうした観点から、追加すべきご意見があれば、いただければと思います。

磯崎座長 いかがでしょうか。

これは、さきほども緊急事態のところでもすこし話になりましたけれども、ほかの法律や、ほかの制度で存在している審査の条件とか要件の形で取り入れる、その必要はないだろうということだったり、あるいは、特許審査、特許庁にチェックポイントを置くということ、それは好ましくないという、この黒丸の二つはそのような意見ですが、そのほか何か関連して、ありますか。

寺田委員 植物品種の場合は、特許庁ではなくて農水省のほうに商品登録出願というものをして登録するわけですが、そうしたときにも、使った材料について、どこから取ったかとか、そういうふうな情報も必ずつけなさいという条件がつくということになってくると、これまででない制限をかなり受けるということになってくると思うのですね。

あとは、農水省以外に、育成経過みたいなものを出す機会がないので、そういう意味からすると、農水省が最もふさわしいのかもしれませんが、それは UPOV 条約で、私どもとしては市販商品を育成素材として使うことが常識的にいままでやってきたわけですが、今後、市販品種が、遺伝資源としての利益配分などの権利範囲というか、子孫として対象範囲ということになってくると、その辺のバランスが難しくなってきた、そのことを理由して拒絶になるという困ってしまうので、特許庁と同じように、農水省がチェックポイントとなることはできれば避けていただきたいというふうに思います。

磯崎座長 特許だけではなくて、種苗登録についても加えてほしいということですね。

外務省 質問が一つあるのですけれども、この国内担保措置の制度としては、特に EU とかが持っている制度との相互性みたいなものを重視していこうみたいな基本方針があるのですけれども、私が EU の小委員会から聞いている形では、マーケット・アプルーバルのときの承認というのには、少なくとも医薬品、あと健康食品等の審査というのは入っている。それから、欧州議会によるカウンターの提案としては、特許とか、植物新品种の適用というのも提案されている。この場合は、EU というのがそういう制度で行った場合でも、日本はこれに適用しない、違う制度をとるべきだというふうに考えていらっしゃるのか、むしろ国際的な方法ということで、EU がそういった仕組みをとるのであれば、EU に沿

った形でやるべきだというふうに思っているのか、各業界の皆様のお考えを聞かせてもらえればと思います。

藤井委員 もし EU が特許庁とか、医薬品の承認当局、あと農水省をチェックポイントに指定したとしても、日本はそれに倣うべきではないというふうに考えています。それは、ここの文章に直接載っていないんですけど、例えば特許であれば、発展途上国側が盛んに特許庁なんかをチェックポイントにしろと、出所開示を無効理由にしろと。日本の特許庁がもし仮にチェックポイントになったとしても、それが無効理由には本当はならないんじゃないかなとは思いつつも、グローバルには、非常にそういう意見があって、もしそんなほうに流れたら、要は特許権の安定性、権利の安定性というものの不確定要素がどうしても増えてしまうので、我々は実際に事業化等を考える場合に、やはり事業の不確定要素が増えるのは困りますので、ぜひ、特許庁、あるいは厚労省、農水省、こういうものはチェックポイントとはしない方向で考えていただきたいと思います。

炭田委員 バイオインダストリー協会の会員企業も、特許庁をチェックポイントにするのは反対であるというのが、私の知っている限りでの情報です。その理由として、そもそも生物多様性条約の枠内の問題を解決するために特許法を改定せよと主張するのは筋違いであること、それから、そのようなアプローチは利益配分確保には役立たない、等が挙げられます。

出所開示の問題については別のアプローチがあり得ます。例えば、企業等が遺伝資源へのアクセスにあたって提供者と MAT の契約交渉をする際に、「当該遺伝資源に基づく発明を特許出願するときは、特許明細書の中に貴国が原産国であることを明記する」という趣旨の条項を入れることに合意をすれば出所開示の問題を解決できるはずです。

磯崎座長 そのほかの業界の方はどうですか。

(なし)

磯崎座長 では、どうぞ。

外務省 特に藤井さんにお聞きできればと思うんですけども、ちょっと私の言っているのは誤解があって、これは場所の問題もあるんですけども、EU とか言っているのは、遵守のチェックをどのタイミングでするかということであって、必ずしも特許庁とか、医薬品の審査当局をチェックポイントにするという話とは違うと思うんですけども、一方で、いままで幅広い中で、遵守のチェックというのは全てやるのではなくて、利益が出る商業化のときにするという EU のやり方というのには、ベースとして賛成があったと思うんですけども、その商業化のチェックとして、EU は、例えば医薬品の申請というときにそうじゃないかというふうに考えているようだ。それが望ましくないということであれば、どういうタイミングで、どういう機関がチェックを行うべきかというふうに、既にお考えになられているかどうかかわからないのんですけども、それについてのお考えがあったら教えていただければと思います。

藤井委員 上市時にチェックするということは、我々としても、むしろウエルカムなんですけども、それが厚労省である必要はない。おっしゃるとおりで、上市のタイミングというのは、確かに我々は製薬企業なので、厚労省に承認申請をお願いするわけですけども、全ての産業が厚労省に承認申請をお願いするわけではないので、それぞれのタイミングとか、必要であれば監督官庁はばらばらなわけですので、これについては、例えば CBD に関しては、どこか一つの官庁が受け持つと、それはどこにするかは別として、そういう形でいいのではないかと思いますけども。

炭田委員 第一点ですが、製品の許認可当局をチェックポイントにしない、と EU レギュレーション案は明記しています。だから、日本で言えば、厚労省の許認可当局をチェックポイントにはしない。あ

るいは、食品でいえば厚労省や農水省の許認可当局をチェックポイントにはしない。許認可当局とチェックポイントとは完全に切り離す。私も藤井委員に賛成です。

第二点ですが、藤井委員の言われた後半の部分、「(チェックポイントに関しては)どこか一つの官庁が受け持つ」については、私はまだ明確な考えを持つに至っていません。本検討会では「チェックポイントとは何なのか」という議論はまだされていないですね。管轄の異なる各省庁によって行政が機能している中で、「チェックポイントはどういう機能を果たし、どういう組織構造とすべきか」という議論がまだされていない。

私としては、チェックポイントは一つの官庁だけで機能しにくいのではないかと直感的に感じています。これまでの議論から、産業分野によって状況が異なる。例えば植物育種(種苗)の分野は、医薬品等の分野とは非常に異なる。また、食品分野も前2者とは異なる。漢方薬の分野も異なる。また、学术界は産業界とは非常に違う。このように性格の異なる分野が多数ある。一つの官庁でそれらすべての分野を適切にチェックすることは可能なのか、と感ずるのです。

各省庁は設置法で規定された自らのミッションを熟知している。傘下に各種の団体や企業もあり、それらの実態を把握している。だから管轄官庁ごとにチェックポイント的な権限を持つ部署を置けば実態を踏まえた機能を果たせるのではないかと。それらを束ねて全体を見る官庁はあっていい、と思います。

EUレギュレーション案では、各加盟国内に国内遵守に関する権限ある当局があり、27の加盟国全体をとりまとめるEC委員会である、という構成になっています。

外務省 いまの炭田さんの議論では、医薬品については厚労省が担当しているので厚労省がチェックするという話であれば、医薬品の例えば審査のときにチェックするというのと事実上変わりないような気がするのですが。

炭田委員 議定書に基づく国内遵守を担当する部門は、医薬品の製品許認可担当部門からは完全に独立した別組織とすべきと思います。

磯崎座長 いま炭田さんが触れていたのは、おそらく別の項目で、チェックポイントのあり方というか、その場所、あるいは複数なのか単数なのかという事柄とかかかってきますので、これはまた事務局のほうでどこか場所を考えてください。

いまの議論は、最後のほうでもそうですが、いわゆるほかの法律上の許認可の前提条件や要件とするということではなくて、ということです。もしそれぞれの関係する省庁にセクターごとという場合でも、ということは、いま炭田さんも最後に触れていたところです。

浅間委員 いまのご説明の補足で、同じ医薬品のところでも、例えば漢方薬なんかは、新規で申請したときでは、実はチェックできないと。先ほども話しましたとおり、通常の原材料を使って承認をとりましたということは当然あるわけですし、新しい、例えば種苗を持ってきて、日本で増やして、それを例えば日本薬局方甘草というもの、同じものをつくってしまう、こういうところでは別に新たに承認申請は必要ございませんので、そういったケースもあるので、チェックポイントの難しさという実情があるということだけご説明いたします。

磯崎座長 そうすると、いまのような場合どうするかも課題ですね。

浅間委員 なければならないで……。

磯崎座長 なければならないほうがいい。はい。

そのほか、このポイントではよろしいでしょうか。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、次の8ページの一番上ですが、さっき実は既に議論として出てきている

事柄で、書かれてある内容もほとんどそこで出てきた意見です。つまり、謂われのないような、あるいは、特にこれは15条の3項ですが、提供国から、その国の国内法令違反であるという、ですからこれは「謂われがない」ではなくて、提供国において、その国の国内法令に違反しているという、その指摘がされてきたとき、そのような場合に何らかの形で これはさっき外務省の杉中さんから提言があったように、通常よりは、より多くの情報、あるいは必要な情報をモニタリングの対象として求めるということがあって、それがなければ、国として対応ができない、あるいは助けることができないというようなことです。ここに三つ黒丸がありますが、これの関連、あるいは、ここに含まれていないことでご意見がありましたら、どうでしょうか。

8 ページの一番上は、これでよろしいですか。

辻田係長 座長からのご説明では、15条の3が基本になるということでした。15条の3に加えて16条の3もあります。これらは提供国からの協力依頼への対応ということになっています。しかし実際には、提供国側の指摘としては、先ほど炭田委員がおっしゃられていたように、提供国政府以外の主体、例えば NGO などからも指摘が来る可能性があります。政府以外の主体からの指摘への対応について、国内措置で何らかの措置をとるべきかどうか、という点についてのご意見もありましたらお願いしたいと思います。

炭田委員 政府以外の主体からの指摘に対しては、日本政府としては対応すべきでないと考えます。なぜなら、議定書第15条3項に、「締約国(Parties)は、上記1(第15条1項の意)に規定するアクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件への違反の申立てがあった事案において、可能な限り及び適宜、協力する」とあります。つまり、締約国同士の間で適宜、協力するということを明記しています。

バイオパイラシーに関連した批難、クレーム等について、条約事務局から文書(数十ページ)が6、7年前に出されています。トミーヤング女史(Ms. Tommie Young)という法律家を書いた報告書です。これまでに起こった批難、クレーム等の表が添付されていますが、事例のほとんどが非政府団体(NGOs)によるものです。批難、クレーム等のうち裁判沙汰に至ったのは極めて少数であったと報告されています。

ですから、政府以外の主体からの通報によって日本政府が軽々に動いたら、社会に大きな混乱が起こります。相手国政府が日本政府に何かを言ってきた場合には、両国の政府間で協議をするのは当然の手続きだと思います。

磯崎座長 政府で、もう一つは、「謂われのない」ではなくて、「根拠のある」という、それに限るということですが、そのほかの方では、

藤井委員 先ほどちょっと先走って話をさせていただいたんですけども、基本的には、こういう問題が起きたとき、「謂われのない」ではなくて、向こうの政府がそれなりに何か言ってきたときの話ですけども、基本的に我々企業は、当然、相手政府と協力しながら解決に向けて努力するはずで、一歩間違えて、MATが無効になってしまったら困りますので、協力していきますので、仮に規定がなかったとしても、企業は絶対それをやりますので、あの規定があったからといって、何か政府がやらなきゃいけないというようなことはあまり必要ないんじゃないかというふうに考えています。

鈴木委員 内容的にはここに書いてあるとおりのことなんですけど、これを満たすために、ある意味、こういう生物資源の移動全部に対しての網羅的な記録というよりも、むしろ日本のユーザーがそれなりに便利であり、また、仕事が守れるようにということであれば、より、文書ですとか、その資源自身を使ったアクション自身を保障するとか、例えば我々のような保存機関、あるいはそういう文書を預託するような制度とか、そういうのがうまくちゃんと機能して、これだったら各国に対して有効な証拠としてできるとかいうものを見せて、それを普及させて、それで各研究、それからまた商業化とか、その

レベルに応じて、実際にそういうことをやられる方が保全できる仕組みを用意する必要があるんじゃないかと思います。

磯崎座長 そのほか、よろしいでしょうか、この項目は。

(はい)

磯崎座長 事務局と相談ですが、あと 15 分なので、実は次の項目がちょっと時間がかかるかなという気がします。そうしましたら、次回に向けて考えてきてほしいところですけども、具体的には、15 条の 2 項と 16 条の 2 項に基づいて、日本の国内措置が守られなかったとき、そのときに、その守らなかった当事者に対して、どういう形で措置をとるかについてこの項目で考えることとなりますので、それについて。

それからその後、いまのが (4) 番ですが、8 ページの (5) 番のほうは、ここでさらにまた大きな区切りで、(5) 番は、国内、提供国としての日本の立場からどう考えるかという項目になります。

なお、その後、9 ページ以降は途中で関係者の話があって、項目として、最後のほうで、これは炭田さんが何度も、それから今日も、支援制度、支援のメカニズムということで触れられたのが、場所としていいかどうかは別なのですが、「その他」というので一番後ろのほうにまとまっています。次回、このあたりを目処に考えていきたいと思います。

今日全体を通してなんですけど、委員の方でもし何か、途中で、あるいは、いま気がついたことがありましたら、いかがですか。

炭田委員 細かい具体的な点でお願いがあります。「資料 1」ですが会合番号(第何回会合)と日付を明記して頂きたい。本日の資料は「資料 1」と書いてあるだけで日付がありません。次の回にまた「資料 1」が出てきたら混乱しますから。また、資料を改定していった改定歴を付記することも有用と思います。ぜひお願いします。

磯崎座長 関係省庁の方で、いかがでしょうか。今日全体の議論ですが、よろしいですか。

(なし)

磯崎座長 では、珍しくというか はい。

辻田係長 最後のほうで座長からご説明いただいた、(4)の「不履行の状況への効果的な対処」のところについて、次回、事務局としてご意見をいただきたいポイントをあらかじめご説明させていただければ幸いです。

国内措置への不履行の場合というのは 2 種類ございまして、一つが、15 条 2.と 16 条 2.に基づきます遵守に関する国内措置に対する不履行、不遵守にどう対応するかということ、もう一つが、17 条 1.(a) ()に基づきますチェックポイントから利用者の方に情報提供を依頼したときに、利用者の方がそれに応じない場合にどう対処するかというものでして、この二つについて考えてきていただければと思います。

これまでのご議論では、過失による国内措置の不遵守については、その利用者の方に是正する機会を与えるべきというご意見をいただいていたのですが、これに加えて、過失ではなく故意の不遵守ですとか、是正する機会を与えたにもかかわらず、それに応じない、対応しないという場合に、その利用者の方にどう対応するべきかということについて、ぜひご意見をいただければと思います。

磯崎座長 それでは、次回に向けて、そのような形でお願いします。

今日は、さっき言いかけたのですが、珍しく早目に終わります。今日は、雨の中お集まりいただきありがとうございました。

それでは事務局へお返しいたします。

中澤補佐 本日は長い時間大変ありがとうございました。 2 点ほどご説明します。

まず1点目、先ほど小幡委員からいただいた資料でございますけれども、本日、国内PICのところまで行ったら、小幡委員は欠席なので、自分の意見として先に出しておくということでございます。次回は国内PICのところまで行くと思いますので、同じことを発言されると伺っております。

2点目です。前回の検討会の際に、ここにいらっしゃっている委員の方々は、遺伝資源を利用する主要な産業界の方々と認識しておりますけれども、いわゆるサブ主要な業界とか、国内で遺伝資源を使っている、その他の分野の方々についてもご意見をお伺いするとのご指摘をいただいています。先日、炭田委員とも意見交換をさせていただいて、既にいろいろと個別に、この業界からは特に意見を聞くべきではないかという意見をいただいていますので、いま検討を進めています。これについてもおいおいご説明をさせていただきたいと思っておりますので、同時に、また、問い合わせ先とかを事務局からご連絡してお聞きする際にはご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

事務局からの連絡は以上ですけれども、次回は、8月19日に開催いたします。場所は、環境省内を予定しております。時間は、13時からということです。どうぞよろしくお願ひします。

以上